

令和元年6月7日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 みゆき	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	児 玉 憲 司	選 挙 管 理 委 員 会 長
木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長	設 楽 伸 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 総 務 課 長（併） 事 務 局 長
中 田 隆 行	企 画 創 成 課 長	高 林 雅 彦	財 政 課 長
渡 辺 優 子	税 務 課 長	那 須 清 人	市 民 生 活 課 長
土 田 理 一	建 設 管 理 課 長	斎 藤 利 浩	上 下 水 道 課 長
門 口 隆 太	農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	武 田 伸 一	商 工 推 進 課 長
猪 倉 秀 行	さ くら ぼ 観 光 課 長	後 藤 芳 和	慈 恩 寺 振 興 課 長
片 桐 勝 元	健 康 福 祉 課 長	鈴 木 隆	高 齢 者 支 援 課 長
小 林 博 之	子 育 て 推 進 課 長	眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼） 会 計 課 長
原 田 真 司	病 院 事 務 長	大 沼 利 子	学 校 教 育 課 長
柏 倉 信 一	生 涯 学 習 課 長	小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員	軽 部 修 一	監 査 委 員 会 長 事 務 局 長

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第2回定例会  
 令和元年6月7日(金) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

令和元年6月7日(金)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	放課後児童クラブ(学童保育)の今後の運営について	全国では少数となっているが本市では約7割をしめる「父母会が運営主体の放課後児童クラブ(学童保育)」の今後の運営について見解を伺う。	6番 後藤健一郎	市長
2	市内小・中学校の学びやすい環境づくりについて	(1) 学校環境衛生基準の「保温」と「照明」の検査について (2) その検査結果と対応について (3) 色覚検査の現状について (4) 色覚チョークの導入について		教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	ふるさと「さがえ」の歴史的景観を大切にす環境保全のまちづくりについて	<p>(1) ごみ集積所設置事業について</p> <p>ア カラス等が標的にする可燃物ゴミの散乱状況について</p> <p>イ 利用世帯基準について</p> <p>ウ 公衆ボランティアポケット併設について</p> <p>(2) 農地法第4条及び第5条による農地転用許可の状況について</p> <p>(3) 空き家等調査対策審議会における諮問の状況について</p> <p>(4) 歴史的文化遺産の慈恩寺等周辺の景観保護について</p> <p>ア 道路ガードレールや屋外広告物について</p> <p>イ 建物の外壁や屋根の塗装について</p> <p>(5) 悠久の歴史を育むさがえ景観条例(仮称)制定について</p>	8番 渡 邊 賢 一	市 長 農業委員会会長
4	さがえっ子に「負」の遺産を承継しないため、安心して暮らせる非核・脱原発社会実現について	<p>(1) 山菜やきのこから検出された放射性物質による市民の健康不安や風評被害の対応について</p> <p>(2) 原発事故による避難者への支援拡充について</p> <p>(3) 文部科学省発行「放射線について考えよう」副読本について</p> <p>(4) 核兵器廃絶に向けた国際署名について</p>		市 長 教 育 長
5	新たな取り組みによる本市の活性化について	<p>(1) 「関係人口」について</p> <p>(2) 今後の方向性について</p>	10番 佐 藤 耕 治	市 長
6	便利なキャッシュレス決済について	<p>(1) キャッシュレス社会について</p> <p>(2) 本市の買物動向の推移について</p> <p>(3) キャッシュレス化推進について</p>		市 長
7	高齢者への交通支援について	<p>(1) デマンドタクシーの利用状況について</p> <p>(2) デマンドタクシーの利便性向上に係る取り組みについて</p>		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(3) デマンドタクシーの運行地域拡大について		
8	学校教育施設の整備計画について	(1) 今後の進め方について (2) 再整備計画に向けての考え方について (3) 市民が納得いく取り組みについて	13番 國井輝明	教 育 長
9	子育て支援について	国保税の子供の均等割について	2番 太田陽子	市 長
10	人口減少歯止め策について	(1) 都市計画道路について (2) 寒河江インター東隣への流通団地及び工業団地創設について (3) 新たな住宅団地開発について (4) 中心市街地の活性化について	12番 沖津一博	市 長
11	地方創生を見据えた人材育成について	10年20年後を見据えた、職員の視察研修への投資について		市 長

### 後藤健一郎議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号1番、2番について、6番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 おはようございます。

寒河江市議会議員選挙後、初めての定例会でこのように再び壇上に立ち、一般質問できる幸せと責任の重大さを改めて感じております。

我々議員とは議論をする人であります。寒河江市議会議員は16名おりますので、それぞれの考えや経験に基づいて多角的な議論をすることができればと思っておりますけれども、私は議員の中で唯一現在小学生の子供がおりますので、特に小学校や小学生、そして子育て世代については人一倍頑張らなくてはならないと思っております。今回はそれらに関連した一般質問をさせていただきます。

通告番号1、放課後児童クラブの今後の運営についてです。

この問題に関しては、全国を見てもこの形が

ベストという明確な答えはまだありません。しかしながら、寒河江市の現状には問題があると思っておりますので、この一般質問の時間を使わせていただき、皆さんと問題を共有して、今後の運営について市長に見解を伺いたいと思います。

以降、放課後児童クラブが正式名称ですが、通称の「学童保育」と呼ばさせていただきます。

ここにいらっしゃる皆さんは学童保育がどんなものかはおもう御存じかと思っておりますので、詳細な説明は省略させていただきますが、共働きやひとり親家庭の小学生を対象に、放課後や土曜日、夏休みの長期休暇に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業が法定化され、その事業を実施すべく施設を放課後児童クラブ、略称で「学童保育」もしくはただ単に「学童」と呼びます。

厚生労働省及び全国学童保育連絡協議会が発表した昨年度の調査を総合的に見ますと、学童保育の登録児童数は全国で123万4,366名、学童保育のクラブ数は2万5,328カ所と、どちらも

過去最高になりました。子供の数は減っているのですが、今後も共働き、核家族の増加などにより、学童保育のニーズはより一層高まるものと思われま

す。学童保育の運営主体の内訳は、公営が34.5%と一番多く、次いで社会福祉法人20.8%、地域の方が主となって構成する運営委員会、以下「地域運営委員会」と略しますけれども、こちらが15.0%、NPO法人9.4%、株式会社5.1%、保護者が構成する運営会、以下「保護者会」と略しますが、こちらがおおよそ5%、社団法人や財団法人4.9%、学校法人1.8%、任意団体1.6%、その他2%となっております。

傾向といたしましては、公営が数は増加していますが割合は減少、社会福祉法人やNPO法人、企業が数も割合も増加、保護者会運営は数も割合も減っております。

さて、寒河江市の学童保育の現状ですが、登録児童数は574名で、近年最高だった昨年とほぼ同数となっております。クラブ数は全部で15ありますが、運営主体は10が保護者会415名、5つが地域運営委員会159名となっております、クラブ数でも通っている児童数で捉えても約7割が保護者会が運営を担っております。

全国の運営主体の割合と寒河江市の現状には大分ギャップがありますが、この点について市長の見解を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

後藤議員から放課後児童クラブについて御質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。先ほどお話がありました放課後児童クラブの数とか利用児童数などの状況については毎年意向調査が行われているわけですので、今ある最新の調査結果では平成30年5月1日現在のデータが昨年12月に厚生労働省から発表なっております。

先ほど御指摘ありましたが、全国的には登録

児童数、それからクラブ数とも過去最高を更新しているところでありまして、子供の数は減っているわけでありまして、共稼ぎ世帯の増加などによってニーズが高まっているという状況があるわけでありまして。

市内の状況はどうかという、先ほどこれも御披露がありましたから詳しくは申しませんが、15クラブあるわけでありまして、ことし4月1日現在で574名が登録児童数であります。昨年580名ですから数は変わりありませんが、その前の四、五年間はどんどん三、四十人ずつふえてきております。それはなぜかという、一つには、今までは低学年児だけが対象でありましたが、高学年もそのクラブに登録できるということがあってふえてきたというのも一因なのかなと思います。

今後はどうかということでありまして、市の中心部、後藤議員のエリアなどについては御案内のとおり増加傾向になっていくと思われま

すが、全体としては、子供の数も減っている、ほぼ横ばいなのではないかと、市全体としてはですね、数的には。そう考えているところでございます。

運営形態については、これも御指摘ありましたが、中心部の寒河江、それから寒河江中部、南部、西根の各小学校区の10のクラブについては、保護者で組織する運営委員会で運営を行っていただいております。それ以外の市郊外の小学校区にある5つのクラブについては、地域の方で組織する運営委員会で運営をしていただいているということでありまして。

そもそも寒河江市で学童クラブができたのは昭和63年、南部小学校区のなかよしクラブが最初ということでありまして、共稼ぎ家庭のために学童保育をつくろうということで、保護者の方々の熱い思いからスタートしているところでありまして、その後、中心部の小学校区に保護者の皆さんが運営する放課後児童クラブという

のが成立されてきたところであります。

保護者の方が仕事などをもちながらの運営ということになっているわけでありまして、また御指摘もありましたが、利用児童数が増加していくということで、それを指導する支援員というんですか、その支援員の確保なども大変だということで、その運営に負担がふえてきているのではないかと、ふえてきているというようなところが声として上がってきているところであります。

そういう意味で、寒河江の場合は放課後児童クラブ、保護者の方の運営が多いわけでありまして、地域の方々ともかかわりながら、放課後児童クラブ、それから学校、各家庭それぞれの声を反映しながら取り組んでいただいていると、そういう意味で、そういう利点もあると我々は思っているところであります。子供たちが安心して生活できる場の確保という意味で大変大きな役割を担っていると認識しております。

○柏倉信一議長 後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 今、市長からお話があったとおり、メリットとデメリット、課題と良いところと両方あるかと思えます。

まず保護者会で運営しているということは、やはり非常に、利用者ですので声がわかりやすいというような利点、大きな利点ですけれども、あると思えますけれども、やはり問題点もありまして、保護者会による運営というのは、文字どおり学童に、施設に子供を預けている共働きだったりあるいはひとり親の普通のお父さんやお母さんが運営も行っている、これは保護者会運営という、当然なんですけど、ここがやはり一番大きな課題であると私は考えます。

保護者は、自分が働くために子供をお願いする、預かっていただいている利用者でありながら施設の管理者であり、指導員の雇用主にもなっているという形になります。学童保育は法律に基づく施設ですので、児童1人当たりの面積

だったり1施設当たりの児童数、指導員の資格と配置といういろんな決まり事があるんですけども、そういったものを遵守しながら指導員の求人、そして雇用、児童の入退所という人数の管理、委託料と保育料というお金の管理といった、一言で運営と言えないような学童保育の経営を、仕事も育児もあって、しかも基本的にはやはり3年生ぐらいまでというのが一番のメインの学年になりますので、児童ももちろんどんどんかわります。その分、保護者もどんどん短いスパンでかわっていきますので、仕事も育児もあって、しかも短いスパンでどんどん人が入れかわっていくという、経営なんかもやったことがないような素人の親集団が学童保育の運営をやっていかなければならないというのが課題としてあります。

また、今時点の学童保育施設の運営もそうなんですけれども、来年度の新入生の数を聞いて、既存施設からあふれてしまうということが予想されれば、まず指導員を来年度に向けて確保することから始まり、小学生40名程度が収容できる耐震基準を満たした施設を学区内から探して契約し、近隣の方々に学童保育ができることについて御理解をいただくための説明をするなど、全て保護者が、言ってしまうと自分の子供が卒業する場合もあると思うんですけども、来年度、自分の子供が通わないのに今の役員がやらなくては行けないと。ここまでしてやっと学童保育に来年通ってくる児童の募集と迎え入れをすることができるわけです。

その逆で、もし通っている子供の数が減れば、今まで子供を見てもらっていた指導員を保護者が解雇しなければなりませんし、いつ変わるかわからない国や県、市の方針及び委託料にも対応していかなければなりません。

市内にある保護者会運営の学童保育の会長さんや役員さんにお話を伺ったところ、保育所や幼稚園の保護者会あるいは小学校のPTAなど

のようなイベントごとの企画や運営だったらそんなには難しくない。しかし、来年度の委託料がどうなるかわからないのに指導員の方の雇用だったり昇給、いわゆるお金と人事ですね、こういったものを運営していくのが非常に大変であると、また来年度の人数というのもずっと気にしてなきゃいけない、やることも非常に多いし、その一つ一つの責任が大きいとおっしゃってありました。

今定例会で上程されました議第29号寒河江市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する条例の制定について、内容は元号の変更等ではございますが、この条例がまさに寒河江市の学童保育の運営を定めた条例であります。

この中には、事業者はこうしなければならない、こう努めなければならないという文言が出てきますけれども、ここで言う事業者というのは、保護者会運営であれば保護者もしくは保護者会のことを指しますので、置きかえて読んでいただくと、先ほど申しあげた保護者会の責任が非常に大きいということがよくわかっていたかと思えます。

こういった問題がありますので、学童保育を保護者会で運営することについて非常に課題が多いと思うのですが、市長の見解を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 大変御苦勞をおかけしていると思っておりますし、先ほど御指摘のとおり、イベントのお手伝いぐらいであればということもありますが、実際は利用者がふえてくるなどということになっているクラブについては運営費もふえてくるということがあって、支援員の雇用も確保しなきゃならんということもあって、運営費の管理、それから人的管理などという本来のお仕事以外の部分というんですか、御苦勞をおかけしているケースもふえてきているとも認識をいたします。

とりわけ支援員の方などについては、本来子供たちに接しながらその心身の健全育成のために御尽力をいただく方でありますけれども、事務的な仕事がふえたりということになれば、そういう意味での労力的負担のみならず心理的な負担などもふえてきているというケースも少なくないと聞いているところであります。

市では、そういった場合、随時支援員の方々など各クラブ関係者から御相談をいただいております。昨年度、近隣の市で不幸な事件などもあって、各クラブの運営費などの管理体制などについて、市でも確認、指導を行わせていただきました。今年度以降も継続して各クラブの運営状況の確認、指導を実施させていただいて、できるだけ運営委員会並びに支援員の方々の事務的な負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、その運営する場合のマニュアルの作成でありますとかいろいろ運営についてのQ&Aなどもつくってまいりたいと考えておりますし、また、ほかの自治体では放課後児童クラブ運営の負担軽減、それから運営強化ができるように社会保険労務士などの専門的な方に委託をしてアドバイスをいただくなどで対応しているという事例もありますので、寒河江市においてもそういった支援をしてみたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、市からいろんな支援であったり指導であったりというお話があったんですけども、まず共働きの家庭の父母がお金を出し合って、子供たちを見てくれる人をお願いしたというのが学童保育の始まりですので、私はもちろん保護者会で学童保育を運営するというのを否定しているものではありません。

しかしながら、先ほどから申しあげている課題がありますよねというお話は、寒河江市の場合は児童数が多い市街地の学童保育が保護者会

運営になっているというところが非常に大きい問題になっているなど私は思っております。先ほど市長からもお話ありましたけれども、委託料と保育料、お金の話をしましたが、通っている児童数が多いということは扱っている金額も大きいということでもあります。

先ほど市長からあったとおり、近隣市において学童保育の運営費について事件が起こったことは記憶に新しいと思いますけれども、では市内の状況はどうなんだろうと思ひまして、市内の保護者会運営による学童保育に昨年度の運営費を伺ったところ、一番小さいところで約2,400万円、一番多いところだと約6,200万円という、ある意味企業と変わらないような大きい数字、大きい金額を取り扱っているということがわかりました。ただ、企業と違うのは、社長と取締役、学童保育で言えば会長と役員に経営の知識がないということ、そして1年とか2年で全て総入れかえしてしまうということが会社とは違うところだと思います。

皆さん御存じかと思ひますけれども、「小一の壁」という問題があります。簡単に言えば、保育所では朝早くから夕方遅い時間まで見てくれるので、フルタイムで共働きできますけれども、小学校に上がると4月とか早い時期だと例えば午前中とか、そうでなくても午後早い時間に帰ってきてしまうので、短い勤務時間に変えたりあるいは仕事自体を変えなくちゃいけなくなると、これを小一の壁というんですけれども、これを解消できる大きな役目を担っているのが学童保育だと私は思ひます。

私は、学童保育は共働きが当たり前の今の時代にはなくてはならない必要不可欠な子育てのインフラだと思います。だからこそ安定的に運営できればいいと思ひますが、保護者会が運営主体の学童保育は、子供を預けている保護者の善意によって支えられております。やる気も能力もあって無償労働もいとわぬ役員が

毎年ある一定数以上あればいいのですが、いなくなったらその学童保育の運営はどうなるのでしょうか。保護者会が運営しているといっても、役職についている人がそれによって利益を得ているわけではありません。役員になれば非常に時間がとられるし、時間だけではなく、先ほど申しあげたような金銭的なこと、そして人事までも無償でやらなくちゃいけない。時間はもちろんのこと、大きな責任も伴うので、心理的にも大きな負担を負うことになり、子育て支援のための施設が保護者にとっては重荷になるケースがあるために、全国的にはどんどんと保護者会運営が減ってきているのではないかと私は分析しております。

ちなみに、知人の山形県以外の議員仲間に聞いたところ、やはり保護者会運営というのはどんどん別な主体に変わっております。例えば、市の学童保育の9割を社会福祉協議会が運営しているところも伺いましたし、プロポーザルで指定管理者に移行したところや、中には先行して学童保育を1つだけ民営化し、その後希望をとって徐々に民営化していったところもありました。

冒頭に申しあげたとおり、運営方式は一長一短ありますので、どれが正しい、どれがベストというのはまだわかっておりませんが、保護者会での運営と比べて、毎年人が入れかわらない分、組織が安定しているということについては間違いはないかと思ひます。

先ほど市長からもあったとおり、学童保育に対してはこのような支援をしております、こういった確認をしておりますということで、助言、サポートします、指導、チェックしますと。今までやってきたかと思ひます。そうではなく、特に児童数の多い市街地においては抜本的に運営主体を見直す時期に来ているのではないかと私は思ひますので、今回この第1問について、たった1つの項目になりますけれども、今後の



運営について市長の見解を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど全国的な傾向のお話をいただきましたが、全国的な数字は公立公営が33.2%、それ以外、公設民営あるいは民設民営がそれ以外の部分ということになるわけですね。地域運営委員会が15.0%だという運営形態を御披露いただきましたが、県内の状況を見ると、平成29年の数字でいくと、30年はこっちか、県全体では317のクラブがあって、一番多いのはやはり運営委員会132、次がその他になります。具体的にそのほかで言えば社会福祉法人の場合が39、NPO法人が36ということで、山形県内の場合ですと断トツに運営形態としては運営委員会のケースが多い。とりわけ山形市などは運営委員会が多いという状況になっております。

先ほど、どれが正しいか、どれがベストかというようなお話もありましたが、どれがベストかというわけではないんだと思いますね。それぞれの地域に合ったような運営形態がやはり一番いいのではないかと思います。

しかしながら、今後も安定した運営を継続していくためには、もちろん地域の皆さんとのつながりを持って連携をしていくということが大変大事なことでありますが、その一方で、各クラブ自身の努力あるいは行政の手だてだけでも限界があるのではないかと御指摘もまた事実だろうと思っております。

そういう意味で、運営委員会、今のやり方でベストだと我々も思っているわけではなくて、より子供たちが安心して活動できるクラブとしていくにはどうしたらいいか、どう運営形態を持っていったらいいかということフラットな見方で考えていく必要があると認識をしています。そういう意味では、NPO、社会福祉法人、それから民間企業などでも意欲を示している企業などもあるようでありますから、そういうと

ころ、あるいはほかの事例などもありますから、我々としてはそういうものをいろいろ情報収集しながら適切な対応を前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

あえて先ほど私、話のときに「山形県以外の議員仲間に聞いたところ」と申しあげましたが、そうなんですよね、山形県の場合は非常に保護者会であつたり地域運営委員会というのが主な状態に今なっておりますので、実は「周りがこうだから」となってしまうとやはり話はそこから進まなくなってしまうので、あえて山形県以外の事例を申しあげさせていただきました。

今お答えの中では、この形がベストとは思っていないと、今後もいろいろ検討していただけるということでしたので、ぜひ、特に県内がこうだからということではなくて、いろいろ研究を重ねていただければと思います。

おととい市長が述べられました市政の概況の中のなか保育所の部分の結びで「今後とも安心して結婚、出産、子育てができる環境づくりを推進するとともに、未来の寒河江を担う子供たちを育み、子供がすくすく育つまちの実現を目指してまいります」とおっしゃっておりました。

学童保育は、保育所に通っていた児童がやはり通う確率が高い、そうですね。今非常に保育所が頑張っていたら、私の経験上ですけれども、朝一番早いと7時からですか、夜一番遅い、夕方遅くだと7時まで見ていただけると。そうなるとうち小学校に上がったときに、午前中で帰ってくる、もしくは1年生とかだと1時に帰ってくるという、今まで7時まで預けられていたのに1時に帰ってきたのでは、やはり今のままの仕事ができないとなって学童にお願いするという家庭が非常に多いと思いますので、その保育所と対をなす施設というのが私は学童保育だと思っております。

ぜひ安心して子育てができる環境づくりのためにも、学童保育も今の形でベストであるということではなく、特に人事と金銭的なものを中心に今後もいろいろと御検討いただければと思います。

続きまして、通告番号2、市内小中学校の学びやすい環境づくりについてです。

まずは学校衛生基準の保温と照明について伺ってまいります。

学校保健安全法には、換気、採光、照明、保温、清潔保持、その他環境衛生など、学校におけるさまざまな環境衛生基準が定められております。その全てがもちろん大事な項目なんですけれども、その中でも教室の温度、項目名称で言うと保温、そして黒板の字がどれぐらい見やすいかという黒板周りの明るさ、項目名称で言うと照明の2項目が私は学びやすい環境に特に大きく影響すると思っております。この2項目について現在どのように検査しているのか、具体的な手順ではなく、場所とか頻度ということを教えていただきたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 おはようございます。

市内小中学校の学びやすい環境づくりということでの御質問だと思いますけれども、学校の保温と照明の検査方法ということにつきましては、学校保健安全法におきまして、学校の設置者は文部科学省が定めた学校環境衛生基準に照らして学校の適切な環境の維持に努めなければならないと定められておりますので、当然本市におきましては全ての学校において、換気、採光、照明、保温、教室の温度でございますが、検査を実施しております。

検査回数につきましては、保温、照明ともに年2回実施することとしております。

保温、教室の温度でございますが、全部の教室に温度計が設置してございますので、学校環境衛生基準で定められた検査回数以上に、授業

ごとに、養護教諭であるとか担任の教諭であるとかが確認を行っているところでございます。

照明の検査につきましては、全教室で検査をしているという学校もございますし、またフロアごとに数カ所の教室を抽出という形で検査を行っている学校もございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

校舎の向きとか階層、フロアによって温度や明るさにばらつきがあるのではと私は想像するんですけども、どの小学校の何年何組の教室と伺う時間はないので、全体的なお話を伺いたいと思うのですが、通常の教室でどの程度ばらつきがあるものなのか、保温と照明について数値の平均と最低数値及び最高数値というものを教えていただければと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 保温の検査の結果でございますが、検査は全ての学校で暖房運転を行っている11月から3月にかけて実施しております。昨年度でございますが、平均が19.9度、最高が24度、最低は16度という結果でございます。

保温につきましては、一部改正されて、平成30年4月1日より施行されております学校環境衛生基準では通年で17度以上28度以下が望ましいとされております。昨年の夏は大変暑くて、猛暑であったために30度を超えるような厳しい学習環境となった教室もございましたけれども、ことしからはエアコンも整備しておりますので、通年を通して学校環境衛生基準を満たす快適な学習環境になると考えております。

次に、照度と採光に関する調査結果でございますが、教室の平均値が1,013ルクスで、最高値が1万400ルクス、最低値は110ルクスとなっております。なかなか例えが適切かどうかわかりませんが、最低値の110という数字ですけれども、100ルクスが夜のアーケード街の明るさとかあるいは街灯の下の明るさ程度ということ

であります。この110ルクスという最低値は1月の午後4時50分に測定されておりますので、児童のいる日中には十分な明るさが確保できていたと認識しております。

教室内の照度は、先ほど議員から御指摘がありましたけれども、測定の時期あるいは時間帯、天候によっても大きな開きがございますので、子供たちがまぶしく感じるという場合はカーテンを閉めたり、暗く感じるという場合は照明をつけたりするなど、状況に応じた対応をしているということでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、数値をお伺いしましたが、温度はそこまで大きく差がないということでもありますし、今回御尽力いただきまして小中学校全ての教室にエアコンが導入され、ことしの夏前には稼働できるということでしたので、こちらの温度に関しては、今後は、今も非常に安定しておりますけれども、よりよい環境になっていくかと思えます。

やはり今お話をお伺いしても、照明のほうが非常に私は心配するところであります。文部科学省が2016年に実施した調査によると、裸眼視力が1.0未満の小学生の割合は31.4%、0.3未満は8.6%という結果でした。30年ほど前に比べると裸眼視力が1.0以下の小学生の割合は1.5倍以上、0.3未満の割合は3倍以上にふえており、子供の視力低下は現在過去最低となっております。単純に言ってしまうと、以前に比べると子供たちは黒板を見る力が落ちているということになります。

先ほど伺った数値、非常に最低と最高の数字の差があるようなんですけれども、もちろん基準というものがあって、それを超すように、もしくは超していなければ常に照明をつけるとかという手だてはやっているかと思うんですが、やはり特に最低のほうは非常に低い数字ですので、日中、子供がいる時間ではないということ

ではありましたが、やはり改善していかなくてはならないと思いますが、こちらについて見解を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員御指摘のように、学校環境衛生基準では教室の照度の下限値が300ルクス、また教室の黒板の照度は500ルクス以上であるということが望ましいとされております。

各小中学校の昨年度の調査結果では、検査箇所の大部分では基準を上回ってございましたけれども、場所によって、窓際だと十分に採光がとれているんだけど、廊下側は照明を点灯しても明るさが不足しているという箇所などもあって、基準を下回っている箇所が8校で見られたところでありまして。検査箇所が非常に多いわけで、学校でも検査箇所が一定していないので、下回っている場所があったというのが8校で見られております。

これらの箇所につきましては、検査を行った薬剤師の指導によって蛍光管を交換したり、あるいはロッカーなど遮蔽物があって暗くなっているんだらうということで、こういったものを移動するなどして対策を講じております。

先ほど申しあげましたけれども、教室内の照度は、測定の時期、時間帯、天候によっても大きな開きがございますので、子供たちが学習している時間帯で条件が悪い箇所も入れながら各学校が同じ条件で調査ができるよう、市内の養護教諭部会の中でも話題にしながら検討してまいりたいと思います。

議員御指摘のとおり、照度の不足によって子供たちが視力の低下を来すことがないように今後とも各学校で行っております学校保健委員会等へ出された課題などを精査したり、あるいは学習環境の調査を徹底して行うなどして、基準を下回るような場合だけではなくて、子供たちが常に快適に学習できるような環境の整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

その8校、基準を下回っているということで、ただ常にどうなのかというのはまだ検査されていないということでしたので、ただ非常に要注意という状態かと思えますので、ぜひこちらの8校については早目に検査なりをしていただいて、対策をできるだけ早く講じていただきたいと思います。

やはり教室が暗いということはもちろんそうなんですけれども、この数字自体が結局黒板の周りの明るさということでもありますので、子供たちの目に与える影響ももちろんそうですし、黒板が見やすいかどうかという、学力に影響が非常に大きいと思えますので、明るさ、見やすさという点については、基準をまず今のところ超していないという8校についてはすぐ対策を講じるようにしていただき、そしてできるだけ高水準でほかの学校についても維持していただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、色覚検査の現状と色覚チョークの導入についてです。

先ほど申しあげました学校保健安全法は、健康診断についても定めております。この学校保健安全法の改正により、平成15年4月から定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除され、これまで小学4年生全員を対象にしていたものが、保護者及び児童生徒の事前の同意のもと、希望者だけが受ける検査に変わっております。このことにより、児童が自分の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による職業規制に直面するという事態の報告や、保護者などに対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もございます。そこでお伺いいたします。

寒河江市が現在実施をしている色覚検査の告知について、先ほど述べたリスクをどの程度盛

り込んで告知をしているのか、現状を教えてください。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 学校における色覚検査につきましては、先ほどございましたとおり、平成15年度より実施義務ではなくて、保護者と児童生徒の事前の同意のもと、希望者だけが受けられています。

このような動きの背景には、厚労省が平成13年7月に労働安全衛生規則の一部改正を行って、雇入れ時の健康診断の健診項目としての色覚検査を廃止したということや、当時の文科省のスポーツ・青少年局長通知にも記載してございますけれども、色覚検査において異常と判別される者であっても大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきているということなどが背景にあると考えております。

先ほど議員がおっしゃったように、色覚検査を受けなかった児童生徒が自分の色覚の特性を知らないまま卒業を迎えて、就職に当たって初めて就業規則に直面するという実態が報告されていることや、保護者に対して色覚異常あるいは色覚検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていなかったのではないかと指摘があって、平成26年4月より先ほどのような児童生徒、それから保護者の同意を得て学校医が個別に検査指導を行うなどの適切な対応ができるような体制を整えるよう文科省から通知が出ているところであります。

これを受けまして、市内の全ての小学校では4年生の希望者に対し色覚検査を実施しております。また、異常があった場合でも早い時期から対応できるようにということで、4つの小学校では1年生のときにも希望者に対して検査を行っております。各小学校において色覚検査を促す場合は、平成27年に文科省が監修して日本保健学会が改訂をいたしました健康診断マニユ

アルというのがございまして、その中に保護者向けの色覚希望調査の通知文の様式がございます。それを参考にして各学校では色覚検査を促しているところでもあります。

そのマニュアルの通知の例の中に「職業・進路選択に当たり自分自身の色の見え方を知っておくためにもこの検査は大切です」という例文がございます。ただ、市内の小学校においては、「職業・進路選択」というのが小学校で、もう少し先の話だということもあるのですが、この職業・進路選択に係る部分を記載している学校と記載していない学校がございます。記載している学校の5校では受診希望者の割合が全て90%以上で、そのうち2校は100%となっておりますけれども、この職業・進路選択に係る部分を記載していない5校では受診希望者の割合が、90%と100%という学校もございすけれども、3校は70%台が2校、80%台が1校ということで、記載していない学校の受診希望者の割合が低くなっているということでございます。

教育委員会としましても、保護者の皆様に子供さんの将来の職業選択につながる検査であることも含め、色覚検査への理解をこれまで以上に深めていただけるように、各学校に対して色覚検査の適切な周知のあり方について指導してまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

やはりその書き方によって、告知の仕方によってというんでしょうか、そういった受診、検査を受ける人の割合が変わるということでございましたので、今後も色覚検査の実施方法などについて、告知方法などについて協議を進めていただいて、学校の現場において、プライバシーにももちろん配慮しなければいけませんけれども、各学校、色覚検査の受診率を高めて、色の特性について自覚を持つ児童、保護者をふやす

取り組みを進めていただきますようお願い申しあげたいと思います。

次に、色覚チョークの導入について伺いたします。

先ほど色覚検査というお話をさせていただきましたけれども、色覚に異常のある方の割合というのは日本では男性の20名に1人、女性の500人に1人いるとされております。ここから考えますと小中学校のクラスに1人ぐらい色覚に異常がある方がいらっしゃる割合となります。

さきの質問で照明について伺ったときにも申しあげましたけれども、私は学校で勉強する上で最も大事な道具は黒板だと思っており、チョークによって板書された文字が見やすいかどうかというのは学力や勉強の意欲に大きく影響していると思っております。

文部科学省が2003年に策定した色覚に関する指導資料の中では、赤、緑、青などの暗い色のチョークの使用を避け、白と黄色のチョークの使用を推奨しており、白と黄色以外の色チョークを使用する場合はアンダーラインや囲みをつけるなどの色以外の情報を加えることを指示しております。

学校現場ではこの色覚に関する指導資料に沿って授業が行われていると思っておりますけれども、黄色のチョークというのは白と区別しづらいというのが現状でありますし、また私の経験上ではありますが、授業では少なくとも赤はかなりの割合で使っていたかと思えます。

より多くの人に利用しやすい配色をしようというカラーユニバーサルデザインの考え方が社会に普及し始めており、その一環として色覚異常の子供たちにも見やすいようにと、メーカーや大学教授、関係団体などが研究を重ねて、白と黄色以外の色でも暗くなく見分けしやすい工夫された見やすいチョーク、色覚チョークが開発され、導入する学校も徐々にふえてきました。色覚チョークを先行して導入している学校から

は「赤い文字がはっきり見えるようになった」  
「以前より文字が明るくなり、線の輪郭がはっきりするようになった」「今まで以上に白と黄色以外のチョークを使いやすくなった」などの声が寄せられているそうです。

寒河江市内の小中学校でも、色覚異常の子供に配慮するだけでなく、普通の児童にとってもより見やすく、板書された文字がわかりやすくなることを目的として、この色覚チョークを広く導入していくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 色覚異常の子供たちにあっては、赤と緑の区別がつきにくい、あるいは暗い色の判別が難しいなどの学習への支障があるために、授業においては教科書や黒板の表示など学習への支障を和らげるための配慮を行っております。

議員から御質問の色覚チョークでございますが、赤、青、緑、黄色の4色があって、蛍光色のような鮮やかな色で、黒板に文字を書きますと普通のチョークよりも明るく見やすいという特性があります。

色覚異常に係る配慮につきましては、各学校で調査を行ったところ、市内の全ての小中学校ではできるだけ赤や青などの見えにくい色のチョークは使わずに、白や黄色のものを使用して、先ほどございましたが、重要なところは囲み文字、アンダーラインで表記しているということでもございました。また、一部のクラスで色覚チョークを既に使用している学校も3校ございました。

色覚チョークは、価格につきましては普通のチョークより1本あたり5円ほど高いようでございますが、色が鮮やかで明るいため、色覚に異常のない子供にとっても普通のチョークよりも見やすいということがございますので、ユニバーサルデザイン推進という観点からも有用で

あると考えるので、多くの教職員も使いたいという要望もありますので、各小中学校へのさらなる導入を促してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。

今、結果をお伺いして、すばらしいなど。もう既に、一部のクラスということでありましたけれども、もう既に3校でこの色覚チョークを導入されているということで、非常にすばらしいと思っております。ただ、まだまだこの色覚チョークの存在を知らないという先生だったり学校もあると思いますので、ぜひこの色覚に配慮したチョークの活用について周知を図っていただければと思います。

また、導入に関して、先ほどもあったとおり5円程度高いということではあったんですけども、私が調べた結果、製造会社での価格というのは同じということでございました。ただ、流通量がやはり違いますので、1本当たりの価格ということで今5円程度差が出ているということでもございましたけれども、やはり流通量がふえれば価格差もどんどん小さくなると思いますので、そういった意味では使っていただきたいと思っております。

寒河江市では、市報が平成28年4月5日号から、議会だよりが平成29年4月20日号から、できるだけ多くの人に読みやすい書体、ユニバーサルデザインフォントになっており、これは全ての市民にとって見やすくという目的で導入されたものだとは私は想像します。同じように、全ての子供にとって見やすくわかりやすくなるように、教育の現場でも配慮していただければと思います。

今回いろんなお話をさせていただきましたけれども、子供たちの将来について、大きな可能性を秘めた子供たちについて、私たちができることをやっていきたいと思っておりますので、これで

私の一般質問を終わりたいと思います。

今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

## 渡邊賢一議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号3番、4番について、8番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 おはようございます。

社会民主党、市民クラブの渡邊賢一であります。

まず冒頭でありますけれども、一昨日の強風、降ひょう被害に遭われたさくらんぼ農家あるいはリンゴ、ラ・フランスなど果樹農家の皆様に心よりお見舞いを申しあげたいと思います。詳細については速報ということで私ども議員にもいただいているわけですが、非常に甚大な被害だと思っております。この対応をしっかりしていかなければならないと感じているわけがあります。

まず初めに、本市初の無競争となった今市議会議員選挙後、初めてこの場に立たせていただいております。

私は、年末年始から4月の選挙前まで、みずからの政策を訴えるため、できるだけ市内全戸訪問を目標にして自分の足で各地域を歩きながら、貴重な対話を通じて多くの市民の皆様から御意見を拝聴してまいりました。

特に多かった声が、政治について、県議会議員の定数も合区となって1人減らされ、本市の議員数も前回2人削減されて、政治と市民との距離がますます広がったとの声でございます。相変わらず「議員は誰がなっても同じだ。選挙のときばかりで、常日ごろ何もしていない議員もいる」というような厳しい声もございました。行財政改革によりコストや効率性だけを重視し、人数は少なければいい、コストは少なければいいという考えの方も確かにいらっしゃいますけ

れども、多くの市民は、議会の活性化、議案へのチェック機能強化、そして身近な問題への解決を期待されているのでございます。

そうした声にしっかりと謙虚に耳を傾け、議会と市民との乖離を少しでも小さくするように、これまで4年間の私の議員活動、33年間の行政経験と地域活動で育てていただいた力で引き続き頑張っていく決意でございます。何分未熟ではありますがけれども、例えば唯一の何々なんていう誇れるものはありませんけれども、私のモットーである「人と命を、そして地域、大地が輝くまちづくり」に向けて一層頑張っていく決意でありますので、御指導のほう賜りますよう執行部の皆さんよろしくお願い申しあげたいと思います。

では早速、質問に入ります。

通告番号3、ふるさと「さがえ」の歴史的景観を大切にす環境保全のまちづくりについてでございます。

本市は、国の環境基本法制定によって2012年4月に施行された環境基本条例に基づく環境基本計画を2014年に策定して、第6次振興計画の「便利で快適に生活できるまち」の施策として地球温暖化防止行動実践、これは異常気象対策でもあるわけですが、ごみの減量化、2015年の1日1人当たり820グラムを2025年には642グラムに排出量を減らす、こうした数値目標も掲げて進めているわけでございます。

それで、(1)ごみ集積所設置事業について御質問します。

カラス等が標的にする可燃物ごみの散乱状況、ごみを狙って来るカラス、野良猫など、市民の皆さんがごみ出しマナーを守っても、網のすき間からとかついばんで道路にごみが散乱していると。市長も毎朝ごみ袋を持って散歩されている状況で、これも詳しくわかると思いますけれども、私も朝、街頭に立って目の前にごみ集積所、網がかかっているところで、人が来ても

平気であれば、そうした状況を目の当たりにして、何とかできないものかと感じている一人であります。委託業者や町会長などが大変な思いで掃除をされていますけれども、市全域のごみ集積の箇所数の現状について、あるいはその中でも昨年度の本事業の補助金申請の実績について、市長にお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員から、市全域のごみ集積の箇所数、それから補助金の申請実績ということであります。具体的な話でありますので、市民生活課長から答弁を申し上げます。

○柏倉信一議長 那須市民生活課長。

○那須清人市民生活課長 それでは、私からお答えしたいと思います。

市内に設置されておりますごみの集積所につきましては、5月末時点で970カ所であります。

また、次の御質問であります補助金の実施状況ですけれども、平成30年度につきましては16町会に補助金を交付しております、19カ所のごみ集積所の施設を改修しております。今年度も現在3町会で4カ所のごみ集積所の改修の申請を受理しております。以上でございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 1,000カ所近いところでそのような状況があるということでもあります。既に16町会、19カ所の申請もあるということで、私はそれを聞いて、非常に前に進んでいるんだなと思っております。

その基準となっている利用世帯基準、町内会の世帯数がだんだん減ってきていまして、特に高齢者が多いところというのは、この基準の中で10世帯とか15世帯とかという基準があるわけですけれども、その利用世帯の基準の考え方についてお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件についても市民生活課長からお答え申し上げます。

○柏倉信一議長 那須市民生活課長。

○那須清人市民生活課長 1カ所のごみ集積所の利用世帯数の基準ということですが、ごみ集積所設置補助金交付要綱にも示しておりますけれども、おおむね15から20世帯ということで行っているところでございます。

寒河江市内には約1万4,150世帯ございまして、先ほど申しましたけれども、970カ所のごみ集積所がありますので、おおむね平均しますと1カ所当たり14.6世帯の方のごみを集積しているような格好になります。以上でございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 平均で14.6世帯ということなんですけれども、私が申しあげたのはその基準を下回るような町会もふえつつあるのではないかとということで、そこの考え方について、これは市長にお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、高齢化が進んでいるということで、ごみの集積場所が遠いケースなどもお聞きをするわけでありまして。市でも補助制度なんかをつくらせていただいておりますが、この補助制度、今は前と違って少し補助率をよくしておりますけれども、2分の1で上限5万円ということですが、ただし利用世帯が30世帯以上の場合などについては、要するに世帯数が多いとごみ集積所の形態も大きくなるということで上限10万円ということに広げさせていただいております。それを、今970カ所になっているわけですが、遠いところは少し近くにつけていく、つくりたいなどということであれば、そういう補助制度なども活用していただければと考えているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

そういう方向で私も質問したわけですが



も、市民、住民の皆さんが活用しやすいようなところに設置をしていただいで、この制度をもとにできるだけ、木とかステンレスとかそういった、実際高いわけです、20万円も30万円もするわけですから、でもこの補助制度を利用してまちを美化していただきたい、ごみが散乱しないようにしていただきたいと思っています。

次に、道路のごみ拾いに適した公衆ボランティアポケット併設について、これは提言でございます。

最近、特にコンビニエンスストアの弁当やペットボトルのごみがふえています。ポイ捨てです。まちの美化には欠かせないボランティア袋、公衆ごみポケット、こういったものをできれば公民館まで行かなくても近くのそういうごみ集積所に、これは拾ったものも入れられるんだというふうに、一斉清掃だけでなく、市民の良心、善行の受け皿にすることはできないものかと思っておりますけれども、その併設についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ごみ集積所については、当然のことながら町会でありまして隣組の皆さんで管理していただいているわけでありまして。そういった意味では町会なり隣組の人が出すごみを集めている場所になるんでありますので、ただ、市にいろんな苦情なんかもいただくんですが、場所によっては区域外の方から不法投棄などがあって大変困るというような声も一部にあるんであります。おっしゃるように市民の皆さん以外の方がそういうことをされているケースもあるのかなと思っております、簡単に捨てることのできるボランティアポケットを設置することになると、マナー違反の方などがいろいろ投棄をしてくるケースも懸念されると思っておりますので、これまではそういうものを設けておらなかったわけでありまして。

御指摘のとおり善意でボランティア活動をし

てくださる方とかそういう人のためにボランティアポケットなども大変便利だということでありましようから、不法投棄に利用されないような有効な方法なども我々検討して、何とかそういう善意に応えていきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひここはまちの美化ということでは大事なところだと思います。難しい課題もあると思っておりますけれども、ぜひ進めていただければと思います。

さて、(2)ふるさとの原風景を損ねかねない、損ねてしまうような農地法第4条及び第5条による農地転用許可の状況について、農業委員会の会長に御質問させていただきます。

景観法に基づく景観農業振興地域を含め農地転用について、そのうち明らかに景観を損なうような転用により、市民から見てちょっとというふうな開発が行われているのではないかという声も出ています。特に国道や県道、市道の主なところの沿線は交通量が多いため、都市計画用途地域から外れたところ、ここに特に砂利置き場、資材置き場、中古農機具置き場などという、せつかくの本市の自然風景、朝日連峰とか月山、葉山の大パノラマのビュースポットが壊されて、見るにたえないと言われているのも事実であります。こうした転用についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、まずお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** お答えします。

渡邊議員も御案内のとおり、農地転用については許可権者が山形県知事でありまして、許可の流れとしましては、農業委員会が農地転用の事業者から申請を受理しまして、その中で当該地区の農業委員、推進員が現地を調査します。その後、総会の前に事前審査会を開いてそれも審査します。その後、総会において十分な審

議をしまして申請を審査し、県知事に意見を付して進達しております。

お尋ねの農地転用許可件数につきましては、直近5年間の件数でよろしいでしょうか。平成26年度から30年度まで、用途地域内を除いた箇所でありますけれども、国道沿線では11件、県道沿線で12件となっております。

当委員会においては許可基準に基づき適正に審査しており、基準を満たしておれば許可相当として判断しております。そのため、議員御指摘の景観の保全について、農地転用の許認可の面からは対応できないのではないかと考えております。御理解をいただければと思います。

このようなことから議員御指摘の転用箇所について発言することは差し控えていただきますが、いずれにしろ農業委員会としましては、景観を保全するということは、優良農地を守り、適正な農地利用がなされるということでもありますので、引き続き、農業委員18名、推進員9名おります。その中で、耕作放棄地をなくし、寒河江の原風景ですか、景観を守りながら優良農地を守っていきたくと考えております。

以上であります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今ほど農業委員会会長から農地転用の申請の審査基準には景観といった項目がないというふうにずばり答えがあったところでありまして、ここについてはしっかりとその視点も今後考えていくという趣旨で私も質問させていただいております。

おっしゃるとおり、農振地域の優良農地の保全というのは会長初め多くの委員の皆さんが御尽力されていると思うんですけれども、その中でもぜひこれはちょっとというところは厳しく、今後、景観法に基づく農振地域の転用というものも農水省から出されておりますので、そこも含めて審査をしていただき、県にきちんとした意見を付して進達していただければと思

います。

(3)に入ります。環境問題となっている放置された空き家、崩壊した空き家、あるいは崩壊し尽くして産業廃棄物の山となっているような空き家等の調査対策審議会における諮問の状況などについてお伺いしたいと思います。

これも景観を損ねる大きな要因の一つでありますけれども、空き家等調査対策審議会の開催状況、主にどのような案件が諮問されてあるのか、現地調査の結果、どのように委員の皆さんが認識されているのか含めてお答えをいただきたいと思

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そもそも空き家については、ことしも改めて調査をする予定をしておりますが、現在確認できるものだけで195軒の空き家がござい

ます。そのうち約40軒が老朽化が進んでいる、御指摘のような空き家になっていると把握をしております。改めて申しあげるまでもありませんが、空き家については所有者が適切に管理する責任があるとなっているわけでありまして、寒河江市では平成25年7月に空き家等の適正管理に関する条例というものを施行して対策を推進してきたところでありまして、また引き続きシルバー人材センターと平成29年5月に空き家の適正な管理のサポートについて協定を結んでおります。また、平成30年3月には発生予防や適正な管理の促進、利活用対策、管理不全空き家の対策などのために寒河江市空き家等対策計画も作成させていただいて取り組みを進めております。そういうことに基づいて、山形県宅建協会寒河江と山形県司法書士会と協定を結んで、合同で相談会を開催するなどして連携して空き家対策をこれまで進めてきたところでございます。

御質問は、空き家等調査対策審議会の開催状況ということでございますが、これは条例に基づいて設置をしているので、毎年開催をしてい

るところでございます。審議会においては、市民の皆さんから寄せられた御意見などをもとにして、市が行った空き家に対する指導、助言等について報告を行って、それに対する御意見を頂戴しているということになってございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 私がお聞きしたいのは特に危険な空き家、風で吹っ飛ばされたり、その周辺でトタン屋根がゴコゴコして、風が吹いてくると一晩中音が鳴って、気になって寝られないとか、そこに蜂がすみついて、幾ら防虫剤をかけてもまた復活してくる、野ネズミやハクビシンなどがすみついて、自分がせっかくつくった果樹や野菜などが狙われると、そうしたことも起きておりまして、危険な空き家についてはぜひ、委員の皆さんもそれぞれの思いがあると思いますけれども、しっかりと解体処分ができるような指導助言を行っていただきたいなということです。行政代執行という項目もこの計画にあるわけですが、本当に危険なところはそこも視野に御検討いただきたいというのが、これは要望でございます。

続きまして、(4) 歴史的文化遺産の慈恩寺などの景観保護についてお伺いしたいと思います。道路ガードレールや屋外広告物の塗装の規制などについての考え方であります。

昨年4月、国土交通省、農林水産省、環境省による景観法運用指針の改正が行われました。先進地では使用できる色が、例えば店舗、コンビニエンスストアの色だったりスーパーの看板まで規制がかかるというところでもあります。周辺のガードレールの塗装の色も屋外広告物の高さや色の規制も含めて規制がかかるということでありまして、慈恩寺とか平塩の熊野神社、寒河江八幡宮周辺にもこの景観の保護を拡大していったらどうかということで、お考えをお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これは大変大事な視点かなと思います。我々としても歴史的な遺産周辺の景観形成というものは守っていかなくちゃならん、崩してはいけないと考えているところでありまして、もちろんガードレールや屋外広告物なども含めて何とかそういう景観を守っていくような取り組みをしていきたいと思っております。

特に慈恩寺については、これからガイドダンス施設を整備するというところになっているわけがありますけれども、その外観については慈恩寺の本堂を思い起こす、想起させるようなデザインになるように、今、実施設計を進めているところでもありますし、案内看板とか案内板とかそういったものもぜひ慈恩寺らしい景観に配慮した高さ、色なども統一性のあるものをつくっていききたいと思っております。

それから、慈恩寺以外の平塩等々もお話がありましたが、そういったところもこれから状況を見ながら地域の皆さんとも御相談をさせていただいて、守るべきところは守っていかないと、早いうちに手を打たないと、別なものができてからはなかなか後からできませんので、そういった早い手だてをしていければと思っております。

また、そういう取り組みと同時に、今の景観をさらに維持させていくということで、いろいろな取り組みもさせていただきたいと思っております。そういう取り組みを通して寒河江の観光資源、文化財等を引き続き守っていければと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市長おっしゃるとおりだと思います。2つ目の課題として、個人が新たに建築するような住宅あるいは開発した店舗の外壁、屋根の塗装なども、できてしまっただけからはなかなか、それを変えてくれなんていうことはなかなか難しいと思っておりますし、門扉やブロックなどの構造物についても先進自治体では進めている

ということであります。ぜひこうした視点についても同様に進めていくべきではないかと思うのですが、そこについての御見解をお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のような周辺に建設されるような住宅の外壁とか屋根の塗装などについても、やはりできればその地域にマッチしたような色などについて配慮していただくということが大変大事だと思いますが、ただ、それはある程度規制という概念にならざるを得ないと思っているところであります。

ただ、そういう規制を加えるという場合になると、それぞれ難しい、特に色などの問題については人によって見方が違うなどというものがありますから、それは地域の皆さんと十分話し合いをさせていただきながら御理解をいただいて行政としても進めていかなければならないと考えておりますが、いずれにしても、先ほど申しましたとおり、そういう何らかの手だてを講じながら地域の資源を守っていける手法を考えてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○渡邊賢一議員 先ほど市長から答弁いただいたわけですが、個人の建築基準許可申請については大変厳しいところもあるということは私も理解しております。ただ、やはり公私の公のほうはどんどん進めていくべきだと思っております。

この質問の最後、(5) 悠久の歴史を育む寒河江景観条例、これは仮称ですが、これの制定についてでございます。

景観条例は、本県や山形市が昨年策定し、周辺自治体の河北町、大江町も制定しています。大江町は国の重要文化的景観にも選定されているわけです。

本市は環境基本条例はありますけれども、これに基づく環境基本計画の施策の展開ということで、特に景観の保全と創造、まちの美化の推進のための主な事業として、まちなみ景観形成事業、慈恩寺地区の景観計画、こういったものをさらに加速化させていくために、悠久の歴史を育んで後世に残していくための先駆け、きっかけとして景観条例の制定を進めていくべきだと思うのですが、市長の御見解をお聞きします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員からは景観条例ということで、市全体のそういう景観を保つための条例の制定はどうかということで御提案がありましたが、御指摘のとおり寒河江市ではまだ景観条例というのは定められていないわけでありまして。そういう意味では、県内でも複数の自治体で最近制定されたということもありますので、そこら辺は大いに検討していかなければならないと思っております。

ただ、景観条例ということではありませんが、まちづくりという観点からいくと、地区計画、都市計画法に基づく地区計画というのを何カ所かでできて、そういう取り組みをしています。これは、まちなみ形成でありますかね、例えば平成12年には駅前地区、それから平成17年にはみずき団地、それから平成18年にはほなみ団地、それから平成30年には美原町の地区計画という4つの地区計画があって、そういう景観を守っていくエリアにしているということでありまして、また紳士協定で言えば流鏝馬通りのまちづくりガイドラインなどとかあるわけでありまして、そういう地区地区にふさわしいまちづくりを誘導する計画というのも寒河江らしい取り組みの仕方として策定をされているということ

であります。

そういうことではありますが、御提案は全体としてそういう条例を制定すべきなのではないかという御質問ですが、全体を取り組む景観条例がいいのか、さらには慈恩寺地区、平塩熊野神社周辺、八幡宮などのエリアを特定して規制が可能な都市計画法の地区計画がいいのかなどということも選択肢としてあるのではないかと思います。そういう意味で、どちらの手法が地域にマッチしているのか、寒河江にマッチしているのかなどについては、都市計画審議会などあるいは地域の皆さんの声などもいろんな機会を通してお聞きをしながら、景観計画を策定する必要性などについてこれから十分検討を進めてまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 市長の御答弁にありましたけれども、やはりまちづくりの一環としてそこはぜひ進めていただきたいし、地区計画があつてそれぞれの地域に景観を保全できるような、規制と言うとちょっとかた苦しいんですけども、みんなでつくり上げるまちづくりを進めていただきたいと思います。

本市は、バイパスの植栽含めて全国に誇れる景観、条例という言葉はないんですけども、まちづくりを進めている自治体でありまして、既にグラウンドワークとかの手法で協働で本当に誇れる取り組みがございます。昨年はみどりの基本計画ということで、それも策定されました。非常にそういった面で条件は整っていると思いますので、市長を先頭にこれの条例制定に向けて取り組んでいただきたい、特に強くここは申しあげたいと思います。

時間の関係でちょっとはしよりますけれども、通告番号4、さがえっ子に「負」の遺産を継承しないため、安心して暮らせる非核・脱原発社会の実現について御質問をさせていただきます。

(1) 山菜やキノコから検出された放射性物

質による市民の健康不安や風評被害の対応について、これらさまざま状況はあるわけですが、昨年、ショッキングなニュースが入ってきました、山菜の産地偽装事件、つまり尾花沢市で採取された山菜が本市JAさがえ西村山の直売所で「産地・寒河江市」という出荷表示をされていたと、しかも放射性物質が含まれていたということで、消費者からは寒河江産の山菜というものが風評被害に遭ってしまって敬遠されるという事態になったわけです。県の担当に聞きますと、放射性物質が明らかになったことによって直売所の山菜の販売中止、自主規制を余儀なくされるということで、これらによって直売所の山菜の売上げが減少したことであれば、中山間地農業の山菜販売農家の所得補償の問題になると言わざるを得ません。

これら一連の問題は、突き詰めれば、原発事故から8年余り経過しているものの、原発事故による放射性物質の拡散であることは明々白々でありまして、これらの補償はこれまでどおり国と東京電力に求めていくべきだと思います。この間の風評被害に対する本市の対応についてお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年の報道については渡邊議員御指摘のとおりとなっておりますが、その後、JA産直センターの売上げについては、風評被害によって一時的には影響を受けたわけでありまして、出荷者や職員の努力などによって山菜を初めとする林産物の売上げは平成30年度と29年度を比較すると14%増加しているというような御報告もいただいて、昨年度より上回る状況だということでもあります。また、山菜については、今週から自生の山菜かどうか厳格化するとともに、山菜の種類、産地ごとに、初めて出荷するときに検査を実施した上で販売をしていくとなっております。

個人などが原発事故の風評被害などによって

受けたと思われるような損害などについて東京電力に賠償請求を行うということについて、市の立場で見解を申しあげることにはなかなか難しい、控えさせていただきたいと思っているところではありますが、過去に風評被害対策などで実施した事業については平成28年度に、平成23年度に実施した観光における風評被害払拭のための費用を請求して、東京電力から賠償金の支払いを受けているわけであり。御案内のとおりであります。

今後とも県あるいは他の市町村などの状況も情報収集しながら、こういった件については適切に対応してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私は、ここは本当に大事なところで、市民の健康不安、そして消費者に対する風評被害というものが、両方とも消せないというか、今もってあるわけです。特に山菜ではコシアブラからよく出るということで、統計にも載っているわけですが、こうしたところをぜひさらに補償を求めていくべきではないかということを重ねて申しあげたいと思います。

あと(2)東京電力福島第一原発事故による本市避難者へのさらなる支援拡充について申しあげたいと思います。

過去に同僚議員からも同様の質問などがあつた経過もございますけれども、それを踏まえ、先日、状況をお聞きしたところ、本市の避難者は5月7日現在24世帯、福島から52人、宮城県から12人の計64人、うち児童7人、生徒6人、未就学の乳幼児が3人ということで承ったところでもあります。

今後、本市に定住を検討しておられる方はどれくらいかということで、私は県のアンケート調査などを見ましたけれども、3分の1ぐらいの方が避難した自治体に定住も考えているというようなことでした。しかし、この判断というのは非常に難しく、子供が成長すればまた福

島に戻るという方も相当数に及んでいます。

ある米沢市の避難者は、家賃の補助を一方的に打ち切られたことによって公社アパートの公社料未払いに対する立ち退きを求められたため、ついに裁判にまで及んでいるわけであり。

そうしたことのないように、避難者の希望に沿うような希望物件のあっせんあるいは住宅建築補助金の適用、固定資産税の一定の特例である減免なども含め優遇措置を進めていくべきではないかと思っておりますけれども、そういった点についての御見解をお聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在64名の方、寒河江に避難していらっしゃるわけですが、社会福祉協議会の避難者生活支援相談員の方が毎週避難者の方と交流会を開催して、お声を聞いて情報を共有しているという状況にあります。

御指摘のとおり、既に震災から8年となっているわけであり。避難者の方が帰省するのか、あるいは定住するのか等々、このまま避難生活を続けるのかなどということについて一定の選択をする時期にも差しかかっているのではないかと思います。その選択肢の一つとして本市を第二の故郷として定住していただきたいと考えておるわけであり。定住される場合については、先ほどありましたが、子育て定住の住宅建築事業補助金や建築住宅の推進事業補助金などの活用でありますとか、空き家バンクによる物件の情報提供など準備をさせていただいております。活用していただきたいと思っております。これまで寒河江市子育て定住の住宅建築事業補助金は2世帯の方が活用しているところでございます。

いずれにしても、寒河江に引き続き住みたいという方のためには安心して寒河江で住み続けられるような環境を整えていくということが大変重要だと思います。引き続き寄り添いながら、新たな支援策などについても県の動向を見きわ

めながら検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 本市の人口減少対策としてU・J・Iターンなども積極的に取り組まれているわけでありまして、避難者の方々の希望に寄り添って、こうしたところも含めてお願いしたいと思います。私が申しあげた固定資産税についてもぜひ御検討をお願いしたいと思います。

(3) 文部科学省発行の副読本問題です。

[資料を示す]

これは小学生のための副読本「放射線について学ぼう」という冊子と、中学生、高校生のための副読本「放射線について考えよう」というこの2冊について御質問をさせていただきます。

これは教育長にお伺いしたいのですが、この副読本の中身を私も読ませていただきましたけれども、2020東京オリ・パラを前に、安倍総理が得意とする安全宣言にほかならないのではないかと、放射性物質の安全性を初め原子力発電所の安全神話の復活とまで言われております。福島から避難している方々、その保護者の気持ちを逆なですることになるんじゃないかということで、生徒の皆さんの心境はいかばかりかと察するわけであります。

本市の小中学校でもこの副読本を活用されているのか、まずはお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 文部科学省の副読本でございますけれども、昨年9月に改訂されて出ていますけれども、もともと初版は平成23年10月ということで、発行の意図については、文部科学省では、東日本大震災とそれに伴う東京電力の原子力発電所の事故によって放射線、放射性物質、放射能に対する関心が高まったということで、小中高の段階から子供たちの発達に応じて放射線等について学び、考え、判断する力を育むことが大切だということで、放射線等に関する指導の一助ということで発行されてございます。

平成26年2月に1回目の改訂版が出されておりますけれども、ここでは新たに第1章で原子力発電所の事故ということを加えております。放射性物質を伴う施設で事故が発生した場合は極めて大きな被害が生じるので、原子力、放射線の利用に当たっては事故発生の可能性を常に考え、安全確保に最大限の努力を払わなければならないということで取り上げてございます。

今、議員から御質問がございました二度目の改訂版、平成30年9月に出されたものでございますが、平成26年に出されて、その後の4年間の動きも踏まえて出されております。昨年度の改訂版は、原子力災害に起因する科学的根拠に基づかない風評被害あるいは差別、偏見ということが残っていたために、復興庁が取りまとめた風評払拭、リスクコミュニケーション強化戦略を踏まえて改訂になっております。

改訂のポイントは、1つは放射線に対する科学的な知識、理解をした上で、原発事故の状況、復興に向けた取り組みを学ぶという構成にしているという点が1つ目であります。2つ目は、復興が進んでいる一方で、避難している子供たちに対していじめが課題になっているということ踏まえまして、いじめは決して許されないことであるということ強く言及しております。3つ目は、平成23年から30年までですから、震災から7年が経過して、住民の帰還、避難指示の一部解除、学校の再開など復興が着実に前進していることを紹介しているという点、この3つでございます。

この副読本につきましては、昨年度のものにつきましては文部科学省から直接各小中学校へ全児童生徒分が送付されております。

市内小中学校に活用状況について問い合わせたところ、中学校におきましては、現行の学習指導要領で3年理科で放射線等について学ぶということになっておりますので、教科書の内容を補完する補助教材という意味で副読本を使っ

ているという学校が3校中2校でございます。

小学校においては、放射線は学習指導要領の指導内容ではございませんので、社会科の環境学習あるいは理科のエネルギー学習などで使用している小学校が1校ということであります。その他の小学校につきましては、先ほど申しあげましたように、いじめについて、これは絶対に許されないんだということを触れながら児童に配付しているという状況でございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 私びっくりしたのは、中高生のための副読本に振り仮名を振ったのが言ってみれば小学生向けの副読本なんです。だから、小学校1年生、新入生に配られても読めないような、あるいは中身がよくわからないようなものだから、私はやめたほうがいと申しあげているのです。ただ中高生のものを小学生にも振り仮名を振っただけで、何なのかということを私は非常に疑問に思います。

ここは要望になりますけれども、現在、学校現場で先生方の働き方改革などと称して部活動の時間を削ったり、学校行事をやめたりしながら試行錯誤されている学校が多いわけです。そうした働き方改革にも逆行するものではないかと。あと福島原発事故の問題にある意味ふたをしてしまうようなことにもなりかねないということで、さがえっ子たちには正確な情報、知識を与えていただきたいし、こうした問題のある副読本は、今後の配付、活用についてどうかやめていただくことも含め御検討いただきたいなと思います。

さて、最後の質問になります。

核兵器廃絶に向けた国際署名について御質問させていただきます。

市民の平和団体から核兵器廃絶に向けた自治体要請行動として毎年要望書が出されております。昨年、本議会においても核兵器廃絶の請願を全会一致で採択し、即時、国の関係機関に意

見書提出も行われてきた経過がございます。

これを踏まえ、こうしたことをもとに県内の多くの多くの自治体でもヒバクシャ国際署名というものが行われておりまして、寒河江西村山管内2市4町のうち未署名は本市だけと伺っているわけでございます。平和首長会議に名前を出されている佐藤市長にとってはこれは何で抜けてしまったんだと疑問視されているのかもしれないけれども、私が調べたことではそういう状況です。この国際署名を行うべきではないかと。国はアメリカに気を使って「署名しない」なんていうことを今言っているわけですが、本市はそういった民意を無視するような自治体ではないと私は確信しておりますので、市長の御決意も含めこの国際署名についての御見解をお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 核兵器のない平和な世界の創造というのは、申すまでもなく全世界の人々の共通の願いなわけであります。

寒河江市におきましても、昭和59年7月に、人類を破滅に導く核兵器の廃絶を求めて、恒久平和を守るための全市民の誓いとして平和都市宣言というものを行っているところであります。また、御指摘のとおり、平成25年1月には核兵器廃絶に賛同する自治体で構成する平和首長会議にも加盟し、市民の平和と安全の確保を第一に市政運営を行ってきたところでございます。

渡邊議員御指摘のヒバクシャ国際署名というのは正式名称を「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」というんだそうではありますが、この署名の目的というのは核兵器禁止条約への全ての国の批准や核兵器の完全廃絶を求めるものと承知をしております。本市の立場とも一致をすると理解をしております。

署名期間については2020年9月までと聞いておりますので、今後署名に向けた検討を進めていきたいと考えているところでございます。



○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。ぜひ早期に署名をお願いしたいと、市民の一人として、代表としてお願いをするところでございます。

結びとなりますけれども、先日、さくらんぼの新品種C12号が「やまがた紅王」と命名されたことは大変喜ばしいことでもありますけれども、一方で、先日のトランプ大統領の来日で農産物をめぐる交渉について、アメリカ側からの発信、特にトランプ大統領のツイッターには「大量の武器、兵器を安倍君が買ってくれた。TPP以上に1次産品で安倍君から譲歩してもらった」というふうな密約があったと言われるニュースがございまして、これは否定できないものだと、看過できないものだと思っています。市民の農林水産業に携わる全ての人がそれを脅威に感じておきまして、この間輸出産業を優遇する代償のかわりに、恩恵を受けている企業の内部留保がある一方で、1次産業に無理を強いてきた、その結果が今のような状況になっているのではないかと思います。

私は、これまで戸別所得補償制度の復活を通じて、自由貿易のしわ寄せを受けられてきた農家のために政策をしっかり転換すべきだと、本市独自の政策も進めていくべきだと申しあげてきました。本市の農業を守るためにも、そして市民の幸せ、子供たちの笑顔のために、当面する国政選挙を含め議員活動を全力で取り組んでまいりますことを表明いたしまして、私のこの場での一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

### 佐藤耕治議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号5番から7番までについて、10番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 寒政・公明クラブの佐藤耕治です。このたび統一地方選の寒河江市議会選挙に

おいて市民の負託を受けずに無投票当選をさせていただきました。しかしながら、重責を感じているところであります。市民お一人お一人の声に真摯に耳を傾け、市民生活の向上と安心安全なまちづくりに邁進していく所存です。どうぞ市長初め執行部の皆さん、よろしく願いいたします。

さて、寒河江市が1年で最も活気あふれるさくらんぼシーズンに入りました。6月1日に観光果樹園がオープンしまして、多くの来訪者が期待しているところであります。あすにはツール・ド・さくらんぼ2019を初め冷たい麺まつり、さらにミニライブや打ち上げ花火が行われ、週末は関係者の方々は大変お忙しいとは存じますが、よろしく願いいたします。イベント開催に当たっては、安全と高温対策には万全を期していただきたいと願っております。

早速、通告しております項目について一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

通告番号5、新たな取り組みによる本市の活性化について、(1) 関係人口についてお伺いしたいと思います。

全国的に人口減少が進む中、本市ではこれまでさまざまな取り組みにより人口減少を最小限に進めてこられました。その結果、社会動態は増となっており、市長初め執行部の皆さんの御努力に感謝申しあげたいと思います。

また、私が議員をさせていただいてから4年、毎年当初予算額は増加傾向にあり、中でもふるさと納税はすばらしい実績であります。ことし市長は、1月4日、新春祝賀会において「ふるさと納税12月末現在で26億円」とお話しになり、平成31年度第1回定例会では31億円となり、5月の臨時会で4億円プラスとなり、総額35億円となりました。このことは、市長初めふるさと納税にかかわる方々や返礼品に携わっておられる全ての皆様に感謝を申しあげたいと思います。

これまで納税額とともに納税者数も多数を占めており、寒河江ファンも増加傾向にあると思われま。また、本市におかれましては、四季折々のイベントを開催し、多くの方が来訪しており、寒河江市に一人でも多くの方が興味や魅力を感じてもらふことを願っております。さらに行動を推し進めるには、幅広い視野からさまざまな観点から検討しなければならないと私は考えます。

そこで、私が注目したのが、総務省で平成30年度より関係人口創出事業を実施しております。趣旨として、地方圏は人口減少、高齢化により地域の担い手不足という課題に直面しております。こうした課題に対し、移住した移住人口でなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様にかかわるものである関係人口に着目し、地域外からの交流の入り口をふやすことが必要と考え、これからの移住・交流施設のあり方に関する検討会など、地域にかかわりを持つ人々が地域づくりにかかわる機会を提供したり、地域課題の解決等に意欲を持つ地域外の人々との協働実践活動に取り組んだりすること、地方自治体を支援するモデル事業を関係人口創出事業としてスタートしました。関係人口についての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤耕治議員から関係人口について御質問をいただきましたが、関係人口については、先ほど御指摘のとおり定住人口でも交流人口でもないということで、新たな概念として、最近、近年ですね、注目をされているわけがあります。

人口が少子高齢化の進展などによって増加が望めない、難しいという今日にあっては、地域の活性化あるいは地域の人々を支える新たな担い手として大変重要な役割を担ってくるのではないかと考えております。

平たく言うと、関係人口というのは寒河江以

外に居住する人が寒河江への思いや応援する気持ちなどを抱くことによって地域とかかわりを持つこと、さらに地域の人々と交流を行う、いわばサポーターのような存在であるわけでありま。そういうことからすれば、本市の出身者で市外にいる方あるいはその御家族、過去に寒河江に勤務した人、居住したことがある人、訪問したことがある人など、また先ほどありましたが、ふるさと納税で寄附して寒河江のいろいろな情報を持っている方などが対象なのではないかと思っているところでありま。

関係人口という概念はここ数年注目されてきたと思いますが、本市においてはこれまで御案内のとおり大学との交流事業などもさせていただいておりますし、ふるさと会、ふるさと寒河江会とか県人会ですね、そういった関係とか、さらには地域おこし協力隊の配置など、そしてふるさと納税のPRなどということで、そういう市外の方との交流などもいろいろな形で進めてきたところでありま。

とりわけ大学との交流などについては、議会でも何回か御報告をさせていただいておりますが、定期的に田代に訪れて地域づくりにかかわってきた卒業生が当該地区に移住しているということもあって、そういう意味では関係人口という概念が移住するまでのプロセスに発展するというようなケースもあるわけでありま。そういう関係人口の概念を高めていく、進めていく、交流を活発にしていこうということが重要な要因なのかとも思っているところでありま。いわゆる寒河江のファンをふやすということになるかと思いま。

そういうことで、関係人口の創出に向けた取り組みというものをこれまで以上に活発に展開をしていく、内容の充実を図っていく、そして一人でも多くの方に寒河江に関心を持っていただけるよう取り組んでいきたいと思っているところでありま。

佐藤議員からは総務省の委託事業の関係人口創出事業というお話がありましたが、その成果報告書などを拝見すると、全国の自治体でのモデル事業なども御紹介、事例紹介などがされておりますので、そういった事例なども十分参考にさせていただきながら新たな取り組みなどについて検討していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ありがとうございます。

これまでの取り組み、そしてこれからの取り組みということは、本当に画一的なものではなく、幅広い視野の中から、さまざまな執行部と議員との、そして市民総参加でさまざまな事業に取り組んで、そして寒河江の輪をできるだけ多く取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、(2)今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

先ほどの市長の答弁にもあったかと思われますけれども、今後の人口減少における生産年齢人口を鑑みると危惧される場所もあり、新たな発想と行動力が私は必要と考えます。

先ほどの関係人口の中にも3つの捉え方がありまして、1つ目として、その地域を対象に関係人口を募る仕組みを設け、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取り組み、2つ目として、ふるさと納税の寄附者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取り組み、3つ目として、スキルや知見を有する都市部の人材等が地域において地方公共団体と協働して実践活動に取り組むことにより、都市部で暮らしながら地域課題への解決等に継続的にかかわるきっかけを提供する仕組みなどがあります。このことについて、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 3つの捉え方というのは、総務省が委託事業として募集する際に、関係人口の対象とする人の属性によって、地域を対象にする

のか、それともふるさと納税を対象にするのか、それとも都会の人のノウハウを対象にするのかということで、この3つのパターンを示していると理解をしているんでありますが、寒河江市は、先ほども申しあげましたけれども、さまざまな形で地域のつながり、きっかけを提供する取り組みを既にしているところでありませけれども、とりわけ3つあるうちの2つ目のふるさと納税の寄附者に対する取り組みということについては、昨年度から新たにふるさと納税感謝ツアーというのを実施して、全国からお越しになる寄附者の方々に寒河江の魅力を感じていただく取り組みなどを実施している、ことしもやる予定にしておりますけれども、そういう取り組みをしております。

また、3つ目で掲げられましたスキルや知見を有する都市部の人材等が地域課題の解決等に継続的にかかわる取り組みというのは、これも先ほど御紹介申しあげましたが、東京外国語大学、早稲田大学などとの交流において学生みずからが地域の課題を調査、把握してその解決策を提言してもらうということで、そういう取り組みを継続して行っております。

今後も、我々としては、寒河江を応援してくれる大変大事な方々でありますので、そういう方々が引き続き定着していくように、あるいは関係人口の拡大が図れるように、いろんな取り組みをさせていただきたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ふるさと納税の感謝ツアーということは私も承知しておりまして、大変喜ばれているところも承知しております。そして、東京農業大学さんとの交流、そして早稲田大学さんとの交流、そして近年では外国語大学さんとの交流を含めて、報告会にも出席をさせてもらって、大変感心もしております。そして勉強にもなっております。

その中で、大学生だけでもなく、社会人との

交流ということでも、いろんな学識経験者の外部の方、なおかつ現在社会人として活動している方々からのさまざまなワークショップとかさまざまなこれから展開をしていけば、さまざまなアイデアや企画とかさまざま出てくると思いますので、年代層も深めた中でこれから推し進めていただければ幸いと存じております。

山形県ではふるさと納税関係では関係人口で最上町が行っているような状況下でもありますがけれども、本当に地方の時代と言われて30年を過ぎて、さまざまな自治体の格差が生じているのも承知しておりますけれども、本当にこれまでの画一した物の考え方だけじゃなくて、本当に幅広い視野から意見を聴取して施策を練っていかないとなかなか地方で生き残っていくということは大変難しい課題でもあるかなと私は認識しております。今後の展開をぜひ私も協力をさせていただきながら一生懸命進めてまいりたいと思います。

続きまして、通告番号6、便利なキャッシュレス決済についてお伺いしたいと思います。

(1) キャッシュレス社会について。

ことし10月より消費税が8%から10%と引き上げられることが予想され、来年にはオリンピック・パラリンピックが開催され、人やお金が大きく動くと言われております。また、イベント開催や国内観光等には各自治体とも力を注いでおり、本市においても官民一体となった取り組みがなされ、成果が上がっていることは、関係各位に感謝を申しあげたいと思います。

近年は消費者ニーズに対応してこそ安定経営につながると私は認識しておりますが、現在の個人買い物客の動向は現金支払いからキャッシュレス社会に変わりつつあります。国内でのキャッシュレス化は2015年に14.5%であったものが2018年では20%となっており、古いデータではありますがけれども、世界の状況の2016年キャッシュレス化は1位が韓国、2位がイギリス、

3位が中国、次にオーストラリアと続き、日本は11番目となっております。今後さらにキャッシュレス社会が進むと思っております。市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員の御指摘もありましたが、先般、大韓民国に行つてまいりましたが、キャッシュレスの比率が世界一ということで、実際行つてみても現金を使用する場面がほとんどないというような状況を体感してきたところであります。

一方で、日本ではまだまだ現金決済の習慣が私も含めて根強いわけでありまして、とりわけスマートフォンなどの操作がふなれな高齢者の方あるいは資金繰りのため現金が必要な小売業の方々などにとっては現金決済が望ましいという考え方もあるわけでありまして。

しかしながら、日本国内でも若い世代を中心にしてスマートフォンによるキャッシュレス決済が急速に普及しているのも事実でありまして、また消費者の方にとっても決済の方法が選択肢が多い店のほうが利用しやすいとなっているわけでありまして、そういう意味で今後キャッシュレス社会というのが日本で急速に進展していくと考えております。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の答弁について、農業委員会会長より訂正の申し出がありますので、これを許可します。木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 先ほど渡邊議員への答弁の中で農業委員数「16名」と答えましたが、正式には「18名」ですので、訂正しておわび申し上げます。済みませんでした。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 訂正をお願いいたします。

先ほど通告番号5、新たな取り組みによる本市の活性化について、(1)関係人口についての文面の中で、ふるさと納税の額が間違っておりましたので訂正をお願いいたします。

「30億円」を「31億円」と訂正をお願いいたします。そして「5億円」を「4億円」に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 先ほど市長から答弁をいただきました。キャッシュレスは、私もまだ現金支払いを行っておるところでもあります。しかしながら、子供たちはほとんどインターネットやキャッシュレスで行っている、特に県外に行ったときにはキャッシュレスを使用しているということを知っておるところでございます。

続きまして、(2)本市の買い物動向の推移についてお伺いしたいと思います。

市内の事業者数は、平成31年3月現在で1,782カ所、うち商工会加入者数は1,038人で組織率は58.2%と聞いております。消費者ニーズを捉えることについて、私は大変重要と考えており、市内の買い物動向の推移をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 買い物動向については、買い物動向の調査を実施しておりますので、その調査結果について、商工振興課長から答弁を申し上げます。

○柏倉信一議長 武田商工振興課長。

○武田伸一商工推進課長 お答えいたします。

山形県では3年ごとに買い物動向調査を実施しており、最新の調査は昨年実施したところですが、調査報告書の完成が8月になるとのことですので、平成27年度に実施した調査結果に基づいて申し上げます。

本市の市民が地元の店舗で買い物をする割合

をあらわした購買依存率の推移を見ますと、食料品、日用雑貨などの最寄り品の購買依存率は83.3%で、平成24年度調査の84.7%に比べて1.4%の減ですが、衣料品、電化製品、化粧品、医薬品などの買い回り品の購買依存率は51.4%であり、平成24年度調査の48.8%に比べ2.6%の増となっております。また、利用者がふえているインターネットでの買い物動向を見ますと、回答のあった県内9,398世帯のうちインターネットで買い物している世帯の割合は69.4%になっており、平成24年度調査の64.8%に比べ4.6%増加しております。

また、寒河江市の世帯だけを見てみますと、買い回り品全体の購入金額のうちインターネットで購入した金額が占める割合は4.8%となっており、平成24年度調査の2.1%と比較しますと約2.3倍に増加しており、今後さらにふえていくものと思われま

す。インターネットでの買い物は、品ぞろえや価格の安さ、店舗に出かける時間が不要などの理由で利用がふえていると思いますが、キャッシュレスで購入できる便利さも大きな理由ではないかと考えております。以上です。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ありがとうございます。

今、本当にインターネットが普及して、小物から食料品、そして農機具までネットから、中古車、そして新車まで購入されていることも聞いております。私は先ほど言ったようにキャッシュレス化やっておりますので、周りの環境を見ると随分本当に進んでいるんだなと、つくづく共感しているところもあります。本当に安い。しかし、商工会を初め地元の事業者の方々から見れば市内の経済の活性化というものも本当に大切であり、守っていかなくちゃならないなと常々思っているところです。

次に、(3)キャッシュレス化の推進についてお伺いしたいと思います。

キャッシュレス化推進には、経済産業省では中小事業者にキャッシュレス導入を支援しており、支援期間はことし10月1日より来年6月30日の9カ月間となっております。メリットといたしまして、端末機導入は負担なし、期間中の決済手数料は実質2.7%以下、さらに消費者ポイント還元となっております。

本市においても観光やイベントにも現在ネット予約がふえてきており、さらにキャッシュレス決済希望者がふえていると聞いております。

市内においても、一例ではありますが、春の進学に当たり教育用品等の支払いにおいて、昨年はキャッシュレス決済が1割程度であったが、ことしは3割の方がキャッシュレス決済を利用していると聞いております。年代層から見ても20代から50代までと幅広く普及が進んでおり、今後の買い物客の利便性や来年の雪フェスティバルやさくらんぼ狩り等にも期待が持てると思はれます。

キャッシュレス導入がおくれ、客足が遠のいてしまっただけではなく、支援が実施されている今が私はチャンスと考えます。キャッシュレス導入は本年度の商工会事業計画にも盛り込まれており、イベント開催に向けて商工会並びにJA等のお力が必要と考えており、行政からも後押しをすることで事業者への促進が図られ、まちの集客力アップにつながり、活性化が図られると思はれますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 政府では、昨年6月15日に閣議決定された投資戦略2018の中で、現在の約20%程度と言われておる日本のキャッシュレス決済比率を2027年6月までに40%にふやすということを目指しているわけでありまして。そういう意味で、佐藤議員の御指摘にもありまして、おりキャッシュレス決済端末導入費用を実質無償にする支援策などを講じて、国を挙げて普及

に取り組んでいるところであるわけでありまして。

市といたしましても、このたびの国の支援実施を絶好の好機と捉えて、市報あるいは事業所に配信しているメールマガジンなどで国の支援策の周知を図っているところでございます。より一層周知や理解を深めていただくため、今後とも商工会あるいはJAなど関係機関とも十分連携をとりながら、さらに推進を図ってまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 答弁ありがとうございました。

市長も心配しておられますように、高齢者の方はまだまだキャッシュレスにはほど遠いかもしれませんが、本当に今、60代、70代の方も使い始めている時代に来ておりますので、今後5年後、10年後の先を見ても本当にキャッシュレスは必要不可欠になってくる時代が到来すると思っておりますので、ぜひ推進のほうをよろしくお願い申し上げたいと思はれます。

次に、通告しております7番、高齢者への交通支援についてお伺いしたいと思います。

高齢者支援については、これまでさまざまな支援を実施されております。健康寿命に関する事業では市民の皆さんから喜んでいただいていることも耳にしております。関係各位の御努力に対し感謝申し上げたいと思はれます。

また、今後増加する高齢化社会の問題点の一つとして、交通機関であるデマンドタクシーについて質問させていただきます。

(1) デマンドタクシーの利用状況についてお尋ねしたいと思います。

高齢化社会が加速している中、最近のニュースでは高齢者の交通事故がふえており、痛ましい限りです。

本市においても、いち早く高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施され、高齢者運転免許証自主返納者も年々増加傾向にあり、うれしい限りであります。返納者の皆さんからも喜ばれ

ており、私からも関係各位に対して感謝申しあげたいと思います。

運転免許証返納後は、家族や親戚、知人などから送迎をしていただき、また公共交通循環バス、デマンドタクシー等を利用されていると推察されます。デマンドタクシーの登録件数と利用状況についてお尋ねしたいと思います。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 デマンドタクシーの登録件数、利用状況について、企画創成課長からお答えを申しあげます。
- 柏倉信一議長 中田企画創成課長。
- 中田隆行企画創成課長 お答えします。

デマンドタクシーの登録件数と利用状況についての御質問ですが、実証実験運行時と昨年度の比較でお答えしたいと思います。

初めに、登録件数についてですが、実証実験から5カ月後の平成24年3月末時点で1,733人、本年3月末時点で2,163人となっており、順調に増加しているところでございます。

次に、利用状況についてですが、実証実験運行期間中の平成23年11月1日から平成24年3月31日までの稼働日数102日間で延べ1,440人、1日平均にしますと14.12人、一方、昨年度の1年間で延べ5,744人、1日平均にしますと19.54人となっており、利用者についても順調に増加しているところでございます。以上です。

- 柏倉信一議長 佐藤議員。
- 佐藤耕治議員 大変登録件数も多くなり、利用者が利便性ということで大変喜んでいらっしゃる方がたくさんいるのかなと思います。

それらの取り組みの中で、これまでの利便性ということで、(2)デマンドタクシーの利便性向上にかかわる取り組みについてお伺いしたいと思います。

デマンドタクシーは、先ほどお話あったように平成23年11月1日の運行開始からさまざまな改善等に取り組んでこられたと存じますが、利

便性向上にかかわる取り組みをお伺いしたいと思います。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 デマンドタクシーの利便性向上についてのこれまでの取り組み状況ということでもありますので、企画創成課長から御答弁を申しあげます。
- 柏倉信一議長 中田企画創成課長。
- 中田隆行企画創成課長 お答えします。

平成23年11月にデマンドタクシーの実証実験運行を開始しましたが、平成24年7月には運行エリアの田代地区に留場地区を、醍醐地区に道生、雲河原、菊地堂地区を加えております。また、本格運行を開始した平成24年11月から運行日に土曜日を加え、さらに予約時間の拡大を行うなど、利用しやすいデマンドタクシーの運行に努めております。さらに、共通乗降場については公共施設や市内医療機関のほかに調剤薬局や大型スーパーなどを追加し、当初の55カ所から現在は115カ所に拡大しております。以上です。

- 柏倉信一議長 佐藤議員。
- 佐藤耕治議員 利用状況が、さまざま改善なされて利便性が向上しているのかなと思っているところです。

しかしながら、エリア拡大について、利用されている方は満足感はあるかと思われま。しかしながら、公共交通、そしてデマンドタクシー、そして循環バスの地域に該当しない方の交通手段というのは、先ほど私もお話しいたしましたけれども、親であれば子供や孫や知人や、さまざまな方が送迎しなくてはならない状況下にあると思います。そのために、仕事やさまざまな条件下の中でスケジュールを、時間を割いて送迎しなくてはならない方々がたくさんいらっしゃいます。

これは地域の方々から大変な要望でもございますので、通告しております(3)デマンド

タクシーの運行地域拡大についてお伺いしたいと思っております。

交通機関は大変重要であり、本市においても公共交通網ネットワークの課題として県に要望書も提出されております。交通弱者は、高齢者の日々の生活に欠かせない食料と医療は重要であり、高齢者の運転免許証自主返納後に市街地買い物や通院や、そして高齢者学習等に向かう方々から「私たちの地区もデマンドタクシーが利用できるようお願いいたします」との声や、また「公共交通の停留所まで遠いので、何とかありませんか」など、さらには「循環バスの停留所が遠いので、デマンドタクシーは使えないのか」、さらに「停留所が遠いために、もう少し車の運転を続けたい」との声もありました。私一人の考えではなかなかそれは実現可能でないもので、この場に立って一般質問させていただいているところであります。

運転は、毎日運転すればこそ運動能力や動体視力もそんなに低下することはないと思われませんが、週1日程度の買い物や通院だけでは交通事故のおそれがあるのではないかと危惧されます。市街地へ足を運び、買い物や人との交流をすることでこそ心身ともに健康寿命も促進されるのではないかと私は考えます。ひいては医療費削減にもつながっていくのではないのでしょうか。高齢者人口がふえ続けております中で、デマンドタクシーの運行地域の拡大について、市長の御所見をお伺いしたいと思っております。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 佐藤議員の御指摘にもありましたが、交通弱者、さらには高齢者の方の移動手段、足の確保というのはこれからも大変重要な課題だと認識しております。また、一方で、自治体が公共交通サービスを提供していく場合にはどういった形態がいいのか、あるいはどのような範囲で実施するのかというのは大変難しい課題もあるわけでありまして。

このデマンドタクシーについては、御案内のとおり、公共交通から遠いエリアの交通手段の一つとして導入をしているわけでありまして。そういった意味では、公共交通、実際はバスですけれども、バスが通っているところなどについてはデマンドタクシーは導入できないとなっているわけですが、まちの中では循環バスという形で。言ってみれば、1つの交通手段しか1つのエリアでは利用できないというのが、現実的にはそういう形になっているのであります。

しかし、これからの地方における公共交通のあり方などを考えていったときに、1つの公共交通手段しか持ち合わせていないということが果たしていいのかどうかということになるかと思っております。複数の交通手段を有機的に連携させて運行していくなどということができれば、大変市民の皆さんの利便性の向上にもつながっていくのではないかと考えております。

もちろん我々としても、佐藤議員御指摘のように、デマンドタクシーは利便性が高いということでも人気があるということになっていきますから、そういうエリアを拡大していきたいということも考えてはいますが、なかなか現実的にはそういう運行の壁というのがあるので、一朝一夕には進んでいかないわけでありまして、できるだけそのエリアを拡大していけるような取り組みをさせていただいております。

また、一方で、寒河江市以外のエリアにもデマンドタクシーを利用できるエリアを拡大してもらえないかなどという御要望もあるわけですね。例えば河北病院に行くのに使えないわけですから、現実的には、そういう御要望もあるので、こういったところは寒河江市だけが取り組みを考えていくだけではだめなので、もう少し広範囲な検討をするステージがないとだめだと思っております。そういう意味で、ことし、西村山広域行政連絡協議会という1市4町の協議会がありますが、その中で、もちろん県も含めて



1市4町レベルで広域的な公共交通ネットワークについて検討していくということになっております。我々としてはそういうのも議題にのせて、何とか検討していけるようにしていきたいと思っ

ているところでもあります。いずれにしても、そういうできるだけ市民の皆さんの利便性向上のために、公共交通のあり方についても改めて整理をしながら実現に向かって努力をしていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 大変前向きな答弁をいただきました。

個人名は出せませんが、今、高齢者の方で間もなく運転免許を返納する方で、数名ですけれども、こういうお話がございます。「交通機関が不便だったら、うちんどごさ来いは」と。それは当然寒河江市でなくて、ほかに行ってしまう方々、当然それが空き家になったりさまざまな問題で、ただいま市長から大変前向きな答弁をいただいたので、本当にこれはスピード感を持っていかないと、70代の方は70キロで人生を送る、80歳の方は80キロのスピードで人生を送ると言われている時代の中で、1年という時間が大変短く感じて過ぎ去っている状況下でありますので、ぜひ高齢者支援という意味の中でも、デマンドタクシーの普及拡大、そして段階的にも地域の運用拡大をお願いしたいと思っております。

私もあと数十年すれば当然、自動運転とか今一般的にそういうことが言われておりますけれども、今困っているから問題意識されている、自動運転でもかなり法的な問題で危惧されているところがたくさんあって、なかなか運行できないような状況下になっていることも承知しているところでございます。

高齢者支援ということで、デマンドタクシーのこれからの普及拡大、運用拡大についてもよろしくお願い申しあげまして、私の一般質問を

終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 國井輝明議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号8番について、13番國井輝明議員。

○國井輝明議員 私は、このたびの4月にとり行われました寒河江市議会議員選挙において、少子高齢化に伴う人口減少、そして現在の市民サービスの維持向上のためにもコスト削減を目的とした公共施設の統廃合を進めるべきとの考えを市民に訴えようと考えておりました。しかし、選挙は無投票となり、私の政策を市民に訴えることができませんでした。しかしながら、こうした私の考えも踏まえ、今後の人口減少社会に対応した公共施設のあり方について、教育長のお考えを伺いたいと思います。

私は、寒政・公明クラブの一員として、またこのたびの質問に関心を持つ市民を代表し、通告番号8、学校教育施設の整備計画について質問させていただきます。

日本が飛躍的に経済成長を遂げた実質経済成長率10%超の時期は昭和29年から昭和48年までの19年間と言われております。

本市においても、昭和40年代から50年代にかけて、人口の増加や車社会の進展などによる都市化の波を受け、寒河江中部小学校、市営住宅、市立病院、文化センター、市民体育館、チェリーランド等の公共施設等の建設や、道路、下水道を初めとするインフラ整備を行ってきており、現在の寒河江市があります。

以来50年以上の時を経てこれら公共施設の老朽化が進み、さらに耐震化の課題もあり、今大規模修繕や建てかえの時期を迎えており、全国的な課題となっているようであります。

これらを踏まえ、平成28年3月に寒河江市公共施設等総合管理計画が作成されたところであ

り、私はこのことについて平成29年9月議会において質問させていただいたところであります。

私は、計画を進めるに当たり、厳しい財政状況や少子高齢化による人口減少に対応しつつも、これまでの行政サービスを低下してはならないという考えを示しました。そのためには、計画に基づき、本市が所有する公共施設等につきましては、建物、公園、道路、下水道などのインフラ施設の全体を把握し、長期的な視点に立って、品質、供給、財務の視点から総合的かつ計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行っていくことが必要であると思います。

現在、公共施設等総合管理計画に基づき鋭意検討が進められていると思いますが、このたびは少子化に着目し、教育施設のあり方について質問をさせていただきたいと思います。

以前の一般質問で「西部地区、そして三泉地区の少子化が激しいと思う。西部地区の児童生徒数は市全体の約13%しかいない。10年前は15%であった。市中心部に集中して、西部地区及び三泉地区といった特定の地区だけが減少してきている現状に早目に手を打つ必要がある」と質問したのは同僚の伊藤正彦議員であり、私もそのように思うのであります。

さらに、これから学校施設の統廃合をうまく進めることができれば、大幅なコスト削減を図ることができると思います。多くの皆様が納得いく再編整備計画を策定させるためにも、私も議員として関係者と懇談する上で、確かな考え方や可能性について、また情報の共有も含め、以下、軽部教育長へ質問させていただきます。

寒河江市立学校のあり方検討委員会の設置については、学校教育課より我々議員へも情報提供がありました。また、5月17日、寒河江市PTA連合会総会の席上では御来賓として出席された軽部教育長は挨拶の折にこのことを御説明されたと思いますが、まずはこの内容について改めてお尋ねをさせていただきます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 寒河江市立学校のあり方検討会について申しあげる前に、まず本市の学校の状況について少し申しあげたいと思います。

本市の小中学校における児童生徒数の現状を経年変化で申しあげますと、議員御指摘のとおり、少子化が進んで児童生徒数は減少しております。ことし5月1日現在の市内の児童生徒数は3,263人で、10年前の平成21年が3,806人でしたので、10年間で543人が減少しております。減少率で言いますとマイナス14.3%ということであります。中でも陵西中学校区の減少率がマイナス32.6%ということ、減少率は他の2つの中学校区を大きく上回っているような状況でございます。また、5年後の令和6年には市内の児童生徒数は3,000人を切り2,988名となり、ことしと比較しますと275人が減少するということが予測されております。中学校区ごとに見ますと陵東中学校区が1,090人、陵南中学校区が1,599人、陵西中学校区が299人ということで、陵西中学校区の児童生徒数は市全体のちょうど10%となることが予測されております。

学校の施設についてでございますが、陵東中学校、陵南中学校は昭和40年代に建設されておりますので、約50年が経過しております。その他の学校についても、平成に入ってから建設されたのは柴橋小学校、醍醐小学校、三泉小学校ですので、それ以外の学校でも老朽化が進んでおり、今後市内の学校のあり方については検討が必要な状況となっております。

平成18年から10年間の教育指針として第1次教育振興計画を策定しておりますけれども、その中では、地域の実情等に応じた学校のあり方の検討につきましては、過小規模校の子供たちの学習や、過小規模校というのは児童生徒数が極端に少ないという、そういった過小規模校の子供たちの学習や体験の場のあり方を研究し、子供目線で教育の狙いをより効果的に達成する

ため、適正規模化を推進していくということが明記されております。

その時期において児童生徒が極めて少ない一部の学校を対象とした検討ということでございましたが、平成28年度に策定した第2次教育振興計画では、本市の幼児、児童生徒数の長期的な推移を見据え、学校の適正規模、適正配置を初めこれからの学校のあり方について学識経験者等を交えた検討を加えて対応するとしておりますので、一部の学校、一部の地域に限定せず、寒河江市全体における適正規模、適正配置、あるいは寒河江市の学校の今後のあり方、将来の望ましい学校像などについて、幅広い立場の方から御意見を頂戴しながら市としての基本的な方針を検討していく必要があると考え、このたび寒河江市立学校のあり方検討委員会を設置するという事になったところでございます。

検討委員には、平成29年、30年度に「あり方に関する懇談会」を開いておりますけれども、それよりも規模を拡大しまして、地域性も考慮しながら、学識経験者、学校関係者、保護者代表、住民代表、これから学校に入る就学前の子供さんを持つ保護者の代表、そして公募委員など合わせて約17名を予定しております。任期は令和4年3月までとしております。

当検討委員会では、学校の統廃合や新しい施設の整備、将来の寒河江を担うさがえっ子を育てるにふさわしい魅力ある教育課程の創造など、ハード面、ソフト面、両面から学校のあり方について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 了解いたしました。17名の委員を決めて進めるということで、ハード・ソフト両面で見進めるということでございますが、他の市との比較だけでは私もしないわけですが、他市では結構統廃合によっては進んでいるところもあるようでありまして、こ

の寒河江市、今から立ち上げる、検討委員会を立ち上げて今後のスケジュール等々についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今後の進め方でございますけれども、現在、検討委員の選考を進めており、早ければ今月末には第1回目の検討委員会を開催するという予定になっております。それ以降は年に3回から4回ほど委員会を開催して、令和3年12月までに答申を出して、それを受け翌年3月までに教育委員会において基本方針を策定し、その後、その基本方針に基づいて学校の再編あるいは新しい施設の建設などに着手することとしております。現時点では令和10年4月までに新しい学校の体制でスタートさせたいと考えているところであります。

市民の皆様から納得をしていただくためには、当委員会での十分な検討、それから地域の皆様との合意形成というものが必要ですので、また新しい学校を建設するとなった場合においても、建設地の選定、用地買収、設計、工事等の期間も必要となり、現時点では先ほど申しあげましたとおり事業完了までおおむね9年間は必要だと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 おおむね9年間というようなことでありますけれども、先ほどいろいろと説明いただいている中で、たしか公募委員は締め切りがきょうまでだったかなとホームページで確認しておりますが、そうした公募委員も含めて今後進めるよと示しているわけですが、そうしたことにおいて市民の反応とか問い合わせ等などはなかったのか、もしあればその内容等についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今、議員から御指摘あったようにホームページ、それから全戸回覧という形

で公募委員を募集しており、きょうが締め切りということになっております。

先ほど議員から御指摘ありましたけれども、市P連で私が概要についてお話をさせていただきましたし、5月10日の市の校長会においても概要を説明しております。そんなこともあり、特に質問ということはありませんし、また懇談会はございましたけれども、検討委員会がまずはスタートだということでもありますので、そういったことから現在のところは問い合わせ等はございませんが、公募委員につきましては定員を上回るような応募がありまして、関心の高さはあるのかなと捉えているところでございます。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 公募委員が非常に多くの方から応募があるということで、やはり関心が高いと私も思ったところであります。

通告している要旨の中で(2)(3)ですけれども、通告要旨を出してから私も組み立てましたら、ちょっと前後するところもあるかと思しますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

私は、少子高齢化に伴う人口減少、そして寒河江市の市民サービスの維持向上のためにもコスト削減を前提とした統廃合を進めるべきとの考えを持つ者として、多くの皆様から御理解をいただくためにどのような取り組みが必要なのか考えたときに、3つの要素が挙げられるのではないかと考えます。

1つ目に多くの仲間ができること、2つ目に安心して通学できる環境の整備、3つ目に学力の向上につながる取り組み、こうしたことを実現させることにより、住民より理解をいただけるのではないかと考えております。

まず多くの仲間ができること、このことについて質問させていただきたいわけですが、児童生徒、特に保護者から見れば、我が子に対して多くの仲間がふえることは大変望ましいこ

とと考えます。

大きく3つのメリットがあると考えております。1つには、時間の使い方にメリハリがつくこと、多くの友達と一緒に視線を感じる環境になり、よい緊張感を持って自然と集中することができる、さらに友達と競争できれば勉強のスピードアップが図れます。2つ目には、その場で教え合えること、寒河江市の教育ではグループ学習を進めております。問題のよりよい解き方や参考にしたほうがよい資料など役に立つ周辺知識を共有でき、勉強の効率化が図れます。3つには、仲間というライバルの存在はお互いを高め合えること、テストの点数を競い合ったり、過去の問題を一緒に解いたり、目標に向かって互いのモチベーションアップすることができると思います。

理想的な人数下での教育環境についての考え方についてお尋ねをさせていただきます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員御指摘のとおり、学校、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり社会性を高めたりしていくということが考慮されておりますので、法令においては一定規模の集団を確保することが望ましいとされております。

学校教育法施行規則等では、学校規模の標準につきまして、小中学校ともに12学級以上18学級以下が標準とされておりますので、小学校であれば1学年2から3学級、中学校であれば1学年4から5学級ということになります。

また、1学級当たりの児童生徒数の標準は国が定めるということになっておりますので、公立小中学校の児童生徒数の標準につきましては、小学校1・2年生は35人以下が標準、それ以外は40人以下となっております。

ただし、都道府県教育委員会において特に必要があると認めた場合はそれを下回る基準を独自に定めることも可能だということになっておりますので、本県においては小中学校の全学年

で1学級21から33人で編制する少人数学級編制、いわゆる教育山形「さんさん」プランというのを実施しています。このさんさんプランの下限となっている21人ではありますが、共同学習が効果的に成り立つ最低の人数というのが根拠とされております。上限の33人は、基礎・基本を徹底する上で個人学習を保障できる最大の人数とされております。

しかしながら、学校、学級の適正規模につきましては、今申しあげたように法令であるとか、さんさんプランで定められておりますけれども、地域性あるいは子供たちの実態、また学校が置かれた諸条件によって異なってくると思われまますので、今後発足する予定でありますあり方検討委員会でも、本市の学校における理想的な学級数であるとかあるいは人数がどうあるべきかについても検討を加えてまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 理想的な人数21人から35人以下ということで、やはり地域によっては児童数が少ない、生徒数が少ない地域があります。ただし、どこに住んでも同じような教育が受けられるということが重要なのかなと思いますので、ぜひ今後立ち上げられる検討委員会でもその辺もしっかりと議論していただければと思っております。

次に、安心して通学できる環境の整備についてお尋ねをさせていただきたいわけですが、先ほど来、佐藤議員からもデマンドタクシーやら循環バス等々の話もありました。

学校がもし統廃合された場合を想定してですが、通学距離が遠くなる児童生徒も出てくるのではないかと思います。保護者の送迎となれば負担増にもつながりますし、近年、寒河江市内においても不審者の情報も少なくないことから、スクールバス等を設置すればこうした課題解決にもつながると考えますが、こうした

ことについて教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 国井議員が御指摘のように、仮に学校が統合されていくという方向性が出された場合には、通学範囲も広がりますので、保護者の送迎の負担軽減ということも考慮した場合は、路線バス、JRといった公共交通機関を利用することが難しい地域も多くございますので、そういった地域についてはスクールバスでの通学も検討していく必要が出てくるかと思っております。

しかしながら、先月28日、川崎市の路上でスクールバスを待つ児童など19名が被害に遭うというような事件が発生しております。また、先月8日には信号待ちをしていた保育園児に軽自動車が入り込んで、2歳の園児2名が亡くなるという事故が起きております。本当に痛ましい出来事で、本当に悲しみにたえないなと感じているところでございます。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、けがをされた方の一日も早い回復を心から願っているところでございます。

これまでは登下校は集団で行動することが子供たちを守ることに繋がると考えられておりましたけれども、今回の先ほど申しあげた2つの事例では集団での行動が逆に被害を大きくしてしまっていると感じているところであります。

本市におきましても、陵西中学校でスクールバス2台を運行しており、安全対策として添乗員を配置しておりますけれども、これに加えてバスの前後の状況を記録できるドライブレコーダーの設置も検討しているところでございます。

子供の安全、子供の安心安全は本当に最優先されるべきものであると思っておりますので、あり方検討委員会におきましても、安心して通学できる環境の整備についてもしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** しっかりと検討して下さるといふことで、ただ、やはり教育長の答弁を伺ったときに、集団であったからこそ危険な目に遭う、なるほど、そういったこともあるのかなと今私も認識いたしました。

今現在、そして今後、ドライブレコーダーを設置したりとかいろいろと検討していきたいというありがたい言葉もいただいておりますので、今後の計画についてもしっかりと議論していただければと思っております。

では、学力向上につながる取り組みについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

学力向上については、私はこれまで電子黒板の導入やタブレットを活用したデジタル教科書等の導入についても議論させていただきました。そして現在、寒河江市では他市より先進的にこうした取り組みを取り入れ、しっかりと進めてくださっておりますことに感謝を申し上げます。

学力の向上につながる取り組みについて、教育委員会ではさまざまな検討もされてきていると思っております。特に私の関心事でありますけれども、小中一貫校ということでもありますけれども、これまで小中一貫教育についても検討されてきたのかなと思っておりますが、私は児童生徒の学力の向上に向けた教育環境の整備は重要であると考えます。本市では少子化が進んでいることも踏まえ、また本市の少子高齢化に伴う人口減少による税収の減少も考えますとコスト削減も必要であると考えたときに、コスト削減、そして学力向上に向けた取り組みとして、施設一体型の小中一貫教育を検討すべきだと思っておりますが、教育長の御所見をお伺いさせていただきます。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 今後の学校のあり方にかかわって、小中一貫教育についても検討したのかという御質問だと思いますけれども、寒河江市立学校のあり方検討委員会の発足に先立って、昨

年度、一昨年度に開催した懇談会では、小中一貫教育であるとか、あるいは新庄市立萩野学園のような義務教育学校、これは小中一貫の施設一体型の学校でございますが、また法令で設置が努力義務化されているコミュニティスクールなどについても意見を交換しているところでございます。

小中一貫教育につきましては、文科省が作成しております手引では、小中学校がともに義務教育を担う学校として、学習指導、生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、義務教育9年間を見通して系統性、連続性に配慮した教育活動に取り組むことができるという点で、教育内容、学習活動の量的・質的な充実を図ることができるということになっております。

また、子供たちが小学校から中学校へ進んだ際に、新しい環境での学習、生活に不適應を起すという、いわゆる中一ギャップと呼ばれる現象への効果的な対応も可能になると言われております。

さらには、少子化や地域コミュニティの衰退が叫ばれる中で、小中一貫教育の取り組みを進めることで多様な異学年の交流の活発化が促進されること、あるいは中学校区を単位とした地域教育力の活性化によって学校教育活動の充実につながるのではないかというメリットなども指摘されているところであります。

基本的な形態といたしましては、1人の校長のもとで1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成、実施する9年制の学校で教育を行う形態、先ほど申しあげましたような新庄の萩野学園のような義務教育学校というのがございます。もう一つは、組織上独立した小学校と中学校が義務教育学校に準ずるような形で一貫した教育を施すという形もございます。

施設について申しあげれば、義務教育学校であれ、小中一貫型の小中学校のいずれにおきま

しても、施設一体型というのもございますが、施設分離型というのもございますし、施設隣接型といった施設の形態がございます。施設一体型は、新しい小中学校を同時に建設するということを仮定すれば、國井議員がおっしゃるとおり施設は1つで足りるわけですからコスト削減にはつながるかと考えます。一方で、施設分離型あるいは施設隣接型という形態であっても、学校の長寿命化という観点から一部既存の施設を利用するということになれば、こちらも建設に係るコスト節約にはつながるのかなと考えております。

いずれにしても、小中一貫教育も含めて学校運営の制度であるとか施設の形態等についても、あり方検討委員会において多面的あるいは多角的に検討して、本市の子供たちにとって最もふさわしい学校の姿について議論していくということが重要だなと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

少しメリットについても触れられたようでございますが、特に施設一体型に、私もそこだけこだわっているわけではありませんが、やはりコストというところ、そして小学校、中学校で連携することについてもポイントがあると思っております。

といいますのは、小中一貫教育のメリットについてお尋ねをしたいんですけれども、小中一貫教育を目指してほしいと思うこととして、小学校と中学校の連携した取り組みを実施した場合は、全国学力・学習状況調査での結果を見ますと、学校の先生とか生徒なんでしょうけれども、交流を行った場合に平均点が上がっているということなんです。確かに学力が向上しているということで、相関関係があるということでもございました。こうしたことについて、教育委員会としてはどのように把握しているか、そ

の辺もお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 小中一貫ということではなくて、小中連携という視点で小中連携の取り組みと学力との相関関係ということだと思っておりますけれども、平成30年度の全国学力・学習状況調査でありますけれども、直接的な相関関係を明確に証明するデータというものは国においては公表されておきませんが、全国の小中学校に学力テストの際にアンケート調査をとっております。その中で、小学校教育と中学校教育の連携についてという項目では、小中学校間で教育課程に関する共通の取り組みを行ったという学校、それから全国学力・学習状況調査の分析結果について、小中間で成果や課題を共有したという学校、それから小中学校間で授業研究を行うなど合同して研修を行ったと回答している学校の割合が、平成19年にこの学テが開始されておりますけれども、その調査以来、増加傾向にあるということを考えますと、小中連携が有効であるということ認識して実践している小中学校が全国でふえているということが裏づけられるのかなと思っておりますし、本市におきましても全国と同様の傾向であります。特に、小中学校間で授業研究を行うなど合同して研究を行ったと回答している学校は100%でございますので、本市におきましても小中連携は進んでいるということでございます。

これは、2年前から本市の喫緊の課題が学力向上だということで、教職員の研究、研修機関であります教育研究所の組織運営を大きく変えまして、中学校区ごとに研究体制を小中連携を核にして強化しております。9年間を通じて授業改善、確かな学力の向上を図ってきたということが教職員の意識改革にもつながっているのだと認識しているところでございます。

その効果もありまして、本市におきましても平成29年度の全国学力調査が全ての教科で全国

平均を下回っておりましてけれども、平成30年度では小学校において国語B、算数B、中学校においては国語Aにおいて全国平均を上回ることができております。また、平成30年度の中学校3年生の平均と全国平均との差、この子供たちは平成27年度の6年生のときにも受けているわけですが、そのときの平均点と全国平均点との差を比較しますとその差は確実に全ての教科で縮まってきているということでありますので、小中連携の効果が出てきているのかなと思っております。

議員御指摘のとおり、小中連携の取り組みの充実が学力の向上につながるということに教職員が手応えを感じながら実践しているということが大きく影響しているのではないかなと考えているところでございます。

教育研究所として小中連携の取り組みを開始して丸2年を経過したというところでありますので、結果に一喜一憂せず、今後もこの取り組みを継続して、成果と課題をしっかりと分析、評価していく必要があると考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 国井議員。

○**国井輝明議員** ただいまの教育長の答弁で、小中連携、そうしたことに、正確なデータではないにしてもそういった傾向にあると私も伺ったところでございますが、その小中連携すべきというか、できるような今後の学校の再編もあつたほうがいいのかと思っておりますが、距離的な、学校同士の距離が寒河江市内ぐらいただとそんなに遠くはないと思うんですが、十分な距離間にあるのかどうかだけ、連携するのに支障がない距離なのか、現段階の学校のあり方で、その点だけお尋ねをさせていただきたいんです。例えば、施設一体のほうがやはりより効果がありそうとか、学校が分離型、隣接型でなく、今の離れている現在の状況下において弊害になっているようなことはないか、その辺1点だけ

お尋ねさせていただきたいと思っております。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 現在は中学校区ごとに小中連携をやっておりますので、施設は離れておりますけれども、何と申しますか、方向性あるいは課題の共有化というものは、定期的集まったりあるいは授業を見合ったりするという点ではそんなに、現在の小学校と中学校の距離としては問題はないのかなと思っております。これからさまざま検討していく中でそういったことも当然検討しなければならないテーマとして出てくるのかなと思っております。

○**柏倉信一議長** 国井議員。

○**国井輝明議員** ありがとうございます。

最後の質問にさせていただきたいわけですが、学校再整備計画の考え方についてお尋ねさせていただきます。

皆様も考えるとおり、学校の再編ということには、児童生徒、その保護者だけでなく、地域住民も非常に関心の高いものであると思われ、まちづくりに対しても非常に重要なものであると思われ、学校はまちづくりにおいても非常に重要な要素を含みますので、市立学校の今後のあり方や将来の学校像等に対する本市の基本的な方針については幅広い見地から検討するとのお考えのようであります。

私は、軽部教育長と同じように、人口減少地域だけを指してこの議論をするのではなく、寒河江市全体を見て総合的に判断すべきだと考えております。将来の寒河江市に見合った適正な学校設置を目指す上で、これからどのようなお気持ちで再整備計画を進めるか、軽部教育長の御決意なども含めてお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市における人口減少につきましては、冒頭に申しあげたとおりでございます。学区ごとに大きな差があるということも事実でございます。



あり方検討委員会では、学校の適正規模、適正配置につきましては、議員と同じように、一地区に限定することなく寒河江市全体について検討してまいりたいと考えております。

検討委員会内だけの議論ではなくて、各委員の方から多くの市民の皆様の声を持ち寄っていただき、そのさまざまな意見をもとに合意形成を図りながら議論、検討していくことが重要だと考えているところでございます。

昨年6月に文部科学省において、Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会で「学びの在り方の変革」というものが提唱されております。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人生百年時代、人工知能、ビッグデータ、I o T等の先端技術が高度化したSociety5.0の到来でありますけれども、子供たちはこれまで経験したことのないような急激な変化に対応していく力を身につけていかなければならないと思っております。

本市におきましても、10年先だけではなくて、その先の未来も見据えて、本市の未来を担う子供たちのために、寒河江市らしい、寒河江市ならではの魅力ある教育環境の整備、教育体制の構築についてしっかりと検討していきたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 ぜひしっかりと議論していただき、今教育長おっしゃいましたように、魅力ある再整備ということで進めていただきたいと思います。

我々議員としても、寒河江市に住んでよかった、住み続けたいということで、魅力ある、議会側からもいろんな提案はさせていただいておりますけれども、やはり今後人口減少していく上で税収も減っていくということを考えると、我々もしっかりとした厳しい判断、決断をしなければなりません。そうした、いいことだけでなく、苦しいことも我々もしっかりと決断して

いきたいと思っておりますし、これは今後10年後、20年後、そして寒河江市がさらに発展していく上でどうしても厳しい判断をしなければならないときもありますので、我々もしっかりと協力しながら進めていきたいと思っております。

これから立ち上げる寒河江市立学校のあり方検討委員会では、お一人お一人の御意見を酌み上げ、また丁寧な説明をしていただきたいと思います。また、可能であれば、随時、情報等々を議会にお示しいただければ、我々は市民に対し正確な情報提供、そして再整備に対する必要性などもしっかりと説明をさせていただきたいと考えております。

今後、よい検討が行われますよう御期待を申しあげ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

## 太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号9番について、2番太田陽子議員。

○太田陽子議員 初めての経験で大変緊張しております。4月の議会選挙では無投票という結果でしたが、市民の皆さんの声を届ける大事な議席を受け継ぐことができ、私自身、安堵しております。これからも市民の皆さんの声を届けるため、一生懸命頑張る決意をしております。御指導よろしくお願いたします。

私は、日本共産党と、通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、寒河江市長に質問いたします。

昨年実施した市民アンケートの結果、多くの市民が「国保税が高くて大変だ」という声を寄せております。国保税の重税感が増し、子育て世代の負担も多く、問題になっています。全国知事会や市長会も「国保会計維持のために国は1兆円の新たな負担を」と要請しております。均等割は人頭割で、子育て支援に逆行している

と見直しを求めております。日本共産党も「公費の1兆円負担を」と運動しております。

そこで、本市における国保加入者の子育て世代の現状、寒河江市としての認識と政治的判断についてお伺いしたいと思います。

寒河江市における国保の加入状況について、一問一答ではありますが、基礎的な数字についての質問でありますので、一括しての質問について議長のお取り計らいをお願いいたします。

○**柏倉信一議長** わかりました。議長においてこれを許可します。

○**太田陽子議員** ありがとうございます。

それでは、国保の加入世帯数、加入者数、うち子供高校生以下の人数についてお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員から国民健康保険の加入状況について御質問いただきました。世帯数、加入人数、子供の人数ということですので、健康福祉課長からお答えを申し上げます。

○**柏倉信一議長** 片桐健康福祉課長。

○**片桐勝元健康福祉課長** 本市の国民健康保険、省略して国保とさせていただきますが、国保被保険者の加入状況についてお答えいたします。

平成31年3月末現在の国保加入世帯数は4,831世帯であり、これは全世帯数1万4,129世帯のうち約34.2%を占めており、また加入者数は8,041人で、人口4万1,135人のうち約19.5%になっております。

次に、この国保加入者のうち18歳以下の子供の人数は633人であり、国保加入者に占める18歳以下の子供の割合は約7.9%となっております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ありがとうございます。子供の数が、先ほど小中学生が三千二百数人と國井議員への答えにあったので、その633人という数が多いのかなということがわかりました。

それでは次に、均等割の内訳や金額について

お伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいまの御質問についても健康福祉課長からお答え申し上げます。

○**柏倉信一議長** 片桐健康福祉課長。

○**片桐勝元健康福祉課長** 国民健康保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援金分、そして40歳以上65歳未満を対象とする介護保険分の3つの合計で計算されます。また、この医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護保険分は、それぞれ加入者の前年の所得に応じて計算される所得割、それと加入者数に応じて計算される均等割、また1世帯当たりで計算される平等割の3つの合計で計算されます。このうち本市での子供に係る均等割額は、医療給付費分が1人当たり年間2万6,600円と後期高齢者支援金分の1人当たり年間8,300円であり、合計して3万4,900円になります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 年間1人当たり3万4,900円の負担ということになるんですね。そうすると3人の子供さんがいる場合は掛ける3ということになるんですね。これは大きく、やはり3万4,900円掛ける人数分というのは、本当に国保加入者の所得とか加入している人のことを考えるとかなりの負担増になるのではないのでしょうかと思います。また、後期高齢者の支援分というのが赤ちゃんにまでかかってくるのであれば、これは驚きだと思いました。

全国的に国保税負担額は、協会けんぽ、社会保険より多いという現状であります。当市の国保税負担額と協会けんぽ、同じ世帯数でどのようなことになっているか、そのことについてどう認識しているかというのをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま協会けんぽとの比較のお尋ねがありましたが、寒河江市の国民健康保

除税と協会けんぽの保険料を比較いたしますと、40歳以上の御両親と子供2人で、給与月額32万円、給与年収が384万円の世帯の場合、国民健康保険税は45万9,000円であります。所得に占める割合は18.1%でございます。

一方、協会けんぽの保険料は22万5,800円あります。所得に占める割合は8.9%ということで、国民健康保険税負担額は約2倍になっているわけでありますが、協会けんぽ等の被用者を対象にする医療保険の場合については、御案内のとおり保険料は原則として事業主と被保険者が折半するというものになっているわけでありまして、被扶養者分の加算というものはないわけでありまして、そういうところであります。

一方、国民健康保険制度では世帯主が保険税を負担するということになりまして、協会けんぽなどの被用者保険における事業主負担に見合うものがないと、こういうことが1つあります。また、加入者数に応じて均等割が加算される仕組みでありますので、加入者が多い世帯ほど保険税負担が多くなるというのが実態であります。協会けんぽの被用者保険とは制度設計が基本的に違うために、加入者が多くなるほど負担していただく保険料が多くなる仕組みとなっているわけでありまして、制度の中でも低所得者、低所得世帯に対しては所得に応じた軽減制度などで対応がされているというふうになっております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 同じ収入の世帯で、同じ家族割で約倍の負担になっているというのは、本当に不平等感があるのではないかと思います。国保にしかない、確かに事業者負担分はあるのですが、国保にしかない均等割、平等割、やはりこれが負担増の要因の一つであり、子育て支援に逆行するのではないかと、これは全国知事会など、市長会なども見直しを求めているところではないかと思います。所得に関係なく課せられ

ることについて、どう受けとめておられるかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 改めて申しあげるまでもありませんが、国民健康保険というのは、保険給付などに要する費用を加入者の負担能力に応じて賦課される応能分と受益に応じて等しく賦課される応益分から構成されている保険税、それから国庫負担金などの収入で賄うのが基本になっているわけでありまして、そういった制度の基本があって、市町村においては国民健康保険法や地方税法に基づいて、世帯の負担能力に応じて賦課する所得割、資産割と、応益の程度に応じて賦課する被保険者均等割と世帯平等割の合計によって保険税を算定するというように決められているわけでありまして。

寒河江市の場合は、平成30年度に国民健康保険税から山形県国民健康保険運営方針に基づいて資産割を廃止して、所得割と均等割、平等割の合計額による、3方式と言われておりますけれども、3方式に移行しているところであります。御指摘のとおり、世帯内に加入者が多くなるほど均等割が増加していくということでありまして。

国民健康保険税が多くなる仕組みでありますので、世帯主と加入者の前年中の所得金額の合計額が軽減判定基準額以下の場合は法令によって均等割と平等割が減額されるという軽減制度、先ほど申しましたが、そういう制度が設けられているのであります。この軽減制度、所得に応じて7割、5割及び2割と、3段階で減額されるものでありますので、5割及び2割軽減では加入者が1人ふえるごとに軽減判定基準額が拡大をしていくという制度になっております。この基準額については毎年のように見直しが行われております。低所得世帯に対する負担軽減の拡充が徐々にではありますが図られているという現状にあると認識しております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 低所得者に対しての軽減策があるのはわかるんですけども、一生懸命働いている子育て世帯に対しての支援という意味では、やはり重い負担になっているのではないかと思います。この間、寒河江市の県や国に対する要望書などでも、この件についても県や国に対して要望を出しているという姿勢については大変よいと思うので、ぜひ国・県に対しても継続してほしいなと思います。

また、子育ての施策については他の市町村の先頭を切っている寒河江市としては、この現状に対してどう考えていくか。ぜひ子育て世帯の均等割について、市独自の施策として子供の均等割を所得に制限なく免除し、掛金を協会けんぽ並みにはいかないでしょうけれども、それなりにできないかということです。市長の政治的判断でできないかということをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 端的に言うと子供の均等割の減免をどうかという御意見なのかなと思っているんですが、少し大げさに言うと、大げさでもないですね、子育て支援というのは別に行行政だけが対応するわけじゃなくて、全ての社会が子育て支援に努力をしていくというのが今の、そしてこれからの時代なのかなと思っています。そういう意味で、いろんな分野のいろんな段階で取り組みを進めていく必要があると思います。

御指摘のように、現行の国民健康保険制度では、制度をそのまま取り組んでいこうとするとその免除した部分の財源の補填をどこでやっていくかということになるわけでなんですね。そういう仕組みがないわけですので、どこかの自治体のようにそれは市の一般会計で補填をするなどということにならざるを得ないということになりますし、そういうことをしなければ他の加入者が負担をしていくということにならざる

を得ないというのが現状になっています。

先ほど太田議員から御指摘ありましたが、全国市長会でも、平成30年、去年6月に国民健康保険制度について、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の創設を国に対する重要提言としております。また、ことし開催の山形県の市長会、山形県内の市長会の総会においても、それから東北市長会の総会においても同様に国に対する要望事項としております。そういった意味で、県内の市長会、それから東北の市長会、各団体から国に対して要望している最中だということでもあります。

また一方で、御案内のとおり平成30年度から国民健康保険の都道府県広域化をしているわけでもあります。そういった意味で、国では負担の公平化ということを図っていくために、将来的には保険税・保険料の統一を図ることを検討しているとも聞いております。そういう状況の中でもありますので、現時点におきましては県内の市町村では独自減免が実施されているということになっていないわけです。私も県の国民健康保険の役員などもさせていただいておりますから、そういった意味で他の市町村と歩調を合わせていく必要もあるというのが現状であります。そういうことを御理解いただきたいと思っております。

そういう意味で、現在、国にも要望している段階でありますから、全国市長会でも要望している段階でありますので、そういう状況を踏まえて国の動向を注視しながら、その上で、その結果なども踏まえて新たな対応をしていくことになっていくと考えております。ですから、今のところは国の動向を見ながら、注視していきたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 国としてどのように動くかということがやはり一番問題だと私も思います。

ただ、岩手県の宮古市や福島県白河市など、この4月から子供の均等割を免除している市町村も独自で出てきております。確かに医療費を18歳までとか、これは国がペナルティーをかけるというのもひどい話だなと思いつながら私も認識しているんですが、やはり今、子育て支援を行うという意味でこの問題はすごい大事な問題じゃないかなと思います。

宮古市では、ふるさと納税の「市長におまかせ」という部分で1億何千万円というお金の中から2,000万円弱のお金でシステムの変更代まで出て、一般会計からの持ち出しで行っているという例も出てきています。

均等割が本当に国保の子育て世帯にすごく重くのしかかっているということが問題になっていると思うので、ぜひやはり今後とも、市長の英断で18歳までとか、エアコンを全部つけるとか、何も言うことないくらい子育て支援の取り組みを行ってくださっているのは存じ上げておるのですが、ぜひ前向きに検討をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時40分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 沖津一博議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号10番、11番について、12番沖津一博議員。

○沖津一博議員 本日最後の一般質問であります。6人目ということで、寒河江市ではちょっと珍しいのかなと思っています。お疲れのこととは思いますが、しばらく間、おつき合いをお願いしたいと思います。

通告番号10、人口減少の歯どめ策についてお伺いいたします。

まず初めに、都市計画道路についてお伺いいたしますが、(2)寒河江インター東隣に流通団地創設について及び新たな住宅団地開発について、関連がありますので、初めに私の考えを述べさせていただきます、質問につなげていきたいと思っております。

人口減少、少子高齢化、東京一極集中の波はとまりません。人口減少に歯どめをかけるには、大別して子育て支援、雇用の確保、住環境の整備が挙げられると思っております。子育て支援については、これまで寒河江市では特に力を入れてきた結果、大きな成果を上げられていると思います。今後、雇用の確保や住環境の整備に力を入れなければならないと思っております。

そこで、都市計画道路を見てもみますと、南部地区において4本から5本の計画はあるものの、現在、残念ながら一つもありません。私は、これから南部地区を開発発展することで人口減少に歯どめがかけられるものと思っております。3月定例会において、通称コイヤ道路について同僚議員の質問に前向きともとれる答弁をいただきましたので、感謝をしながら質問に入らせていただきたいと思います。

(1)天童市舞鶴山のちょうど南から、イオン天童店から寒河江に向け最上川の対岸まで、天童市寺津まで道路の整備がなされております。

(仮称)寒河江天童線であります。この道路に山形自動車道寒河江インターからジョイントする道路を整備すべきと思いますが、これまでの経過があればお伺いしたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沖津議員から御質問いただいた路線については、御案内のとおり平成10年に策定した都市計画マスタープランの道路網構想におきまして、広域的なアクセス機能を高める道路として、特に寒河江市と天童市間の交流促進

を見据えて（仮称）寒河江天童線として示されているものでございます。

これまでの動きとしては、この路線について寒河江市議会、天童市議会で整備促進に向けた両市議会の有志による整備促進に係る同盟会というのが平成12年に設立をされ、翌13年に県に対して要望活動がなされていたという経緯を承知しております。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 私も、天童市議会と寒河江市議会が両市の発展のために、8年ぐらい前、私もその会合に二度ほど参加をさせていただいたことがございます。両市の先輩方は本当に先見性があったのではないかなと今思えば思っているところでありまして、今後もこの両市の発展のために、ぜひ天童の市議会議員とも親しくおつき合いをさせていただければなどということを感じているところでございます。

この道路を開設することによって寒河江市は一変すると思います。天童イオンまで10分、さらには山形市への利便性も高まり、天童市と寒河江市が1つの経済圏を形成し、10万都市の様相を持ちます。さらには、山寺、慈恩寺も近くなり、モンテディオ戦の県外からのサポーターの宿泊者なども近くなります。最上川に橋をかけるといのは大変なことは十分承知しておりますが、まずは最上川の堤防までこの道路をつくり、周辺開発を先行することで、将来、架橋も実現すると考えております。通称コイヤ道路も南部地区民にとっては大切な道路であります。将来の寒河江市を考えたとき、この計画が寒河江市の発展の鍵を握ると思っております。市長の御見解を伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、寒河江市の道路網整備については都市計画マスタープランの見直しの中で改めて示させていただいているわけでありましてけれども、平成30年には念願であ

りました都市計画道路山西米沢線が完成して、それから平成26年度からは市道柴橋平塩線、さらに平成29年度からは市道ほなみ団地陵東中学校線、要するに落衣島線が事業開始になって、現在この2路線の早期完成を目指しているところではありますが、他の都市計画道路につきましても順次整備を進めていきたいと考えているところでもあります。

御質問の（仮称）寒河江天童線につきましては、先ほど沖津議員からも御指摘がありました。交通渋滞の解消、それから観光、防災など、将来の寒河江市の発展に欠かせない重要路線になり得るといことは十分承知をしておりますので、長期的な視点に立ってその整備を検討していく必要があると認識をしております。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 長期的に検討していくということでもありますけれども、やはりこういった経済効果の高いような道路はできるだけ早く進めていかなければならないのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

次に、（2）寒河江インター東隣に流通団地、私が言っているのは卸売団地のことでありますが、先ほど申しあげた新設道路を整備するとともに、東隣に山形市大野目にあるような流通センターを創設してはどうかと思っております。この流通センターは、ちょうど私がまだ二十歳のころできたものでありまして、わずか1年足らずで完売になったということでもあります。それから46年が経過しており、その後、こういった卸売団地は山形県内にはできておりません。

時代は大きく変わり、さまざまな職種において卸売も変わってきていると思います。団地の創設により企業の進出も確約できると思われ、雇用が生まれ、寒河江の風景が大きく変わり、そして人口減少の歯どめにもつながると思っております。インター周辺の農地転用は、農地法上、優遇されていると聞いております。市

長の決断でできるものと思っております。

また、中央工業団地も、当局の努力の成果もあり順調に推移し、残地も残りわずかとなっております。寒河江インター隣に工業団地も併設すれば、利便性も高く、多くの企業進出が期待できます。

天童市、東根市と比較しますとJRの本線もなく、13号線のような道路もありません。唯一の条件が山形自動車道寒河江インターであります。東北中央道路の整備とともに、天童インター周辺に団地の整備が進められております。山形県のほぼ中央にある寒河江インターに先見性を持って開発することが本市の発展につながるものと思っておりますが、市長の見解を伺いたと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沖津議員御指摘のとおり、人口減少に歯どめをかけるという意味でいろんな取り組みをさせていただいておりますし、そういう意味では少子化対策あるいは雇用の確保、さらには住環境の整備という御指摘であります。大変重要なポイントの施策を我々も引き続き拡充してまいりたいと思っております。

特に、雇用の確保という面では、御指摘ありましたが、今の中央工業団地なども、行政報告でも申しあげましたが、残りわずかというようなところがありまして、その次をどういうふうに展開するというのも我々もいろいろ検討させていただいているところであります。

そういう意味で、御質問の寒河江インター東隣のエリアの流通団地及び工業団地の創設などということについては、大変魅力的なエリアではないかと思っておりました。そういう意味で、平成28年度に、新たな工業団地の整備について検討していくという観点から、一般財団法人日本立地センターに産業用地可能性調査を依頼した経過があります。その中で、東隣限定ではありませんが、寒河江インター周辺についても調

査をしたところであります。

先ほど議員からございました流通団地につきましては、御案内のとおり卸売業店舗、営業倉庫、それから卸売市場など各種流通関係施設の集合体になるわけでありまして、インターチェンジ周辺が適地であるわけでありまして。

そして、インターチェンジ、IC周辺の農地転用については、出入り口から300メートル以内にあるなどの市街地の区域または市街地化傾向が著しい区域にある農地については農地転用の許可が出やすい利点があるようでございますので、現在はまだ農用地区域として農業振興を図る優良農地となっているわけでありまして、そういう可能性がある土地であります。

話を戻して、その立地センターの調査によると、交通の利便性は御案内のとおり非常に高いものがあるという調査結果が出ております。ただ、しかしICの周辺については国が定めた洪水・浸水想定区域内にあるということでありまして、御案内のとおりであります。開発に際して対応が必要になってくるエリアとなっております。これが1つのネックになってくるのではないかと考えられます。浸水の深さは0.5メートル未満から5メートルに想定されておりますが、東側に行けば行くほど浸水は深く想定されているというところであります。

こういうことを申しあげるのは、企業においては、もちろん全国的に大雨による水害などが多発している状況がありますから、防災意識が以前よりも高くなっているという状況にあります。市の企業誘致の担当などがお邪魔をする場合でも防災マップの提示などを求められるというケースも多くなってきております。そういう意味から考慮しますとなかなかIC東隣を新たな流通団地あるいは工業団地として開発していくということについては少し慎重にならざるを得ないのではないかとというのが正直なところでございます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 インターチェンジの周辺は、開発すれば企業も本当に来やすいとか、いろんな調査をすれば間違いなくできると思いますけれども、やはり水害ということでもありますけれども、水害のマップというのはいつごろつくったのかわかりませんが、3年ぐらい前ですか、私どもの島地区で最上川の堤防の強化工事というのをやらせていただきました。市長もおわかりだと思えますけれども、あの堤防を強化することによって非常に頑丈になり、本楯地区とか、私が言っている東のほうの、水害あると市長が言っていましたけれども、そこは最上川の堤防が決壊したときに、皿沼、高屋を通過して本楯まで水が行くのではないかと、これは昔の話なんですよ。

新しく国交省をお願いをして、すばらしい堤防の強化工事、堤防の幅も広がって、堤防を1回削ってコンクリートして、そこにブロックを積んで、またコンクリートして芝生を植えてと、すばらしい工事、市長見たことありますか。そういった工事をしてきちっと堤防の決壊を防いで、今は南部地区は非常に安全な場所になっているんですね。そういったことをしっかりと見ていただいて、防災マップもつくり直していただかなければならないのではないかなと私は思っていますよ、本当に。あそこの高瀬山の下での堤防が決壊すれば、皿沼、高屋、そして本楯まで水が行くというような防災マップを私も見たことがあります。しかし、先ほども言いましたけれども、しっかりとした堤防の強化工事を、今、皿沼地区でもやっていますけれども、高瀬山の下からグリバーまでしっかりとやっておりますので、恐らく……、余計なこと言わねばな。そんなことで、もう一度御検討をいただければと思っています。

それでは次に、(3)でありますけれども、島北に新型の団地の造成について伺います。

山形市の嶋団地あるいは天童市の芳賀団地、ともに大型団地であり、この団地を見ると地域の勢いを感じざるを得ません。寒河江市の議員としてただ見ているだけにはいかないと思っております。私は、寒河江市も町並みが変わるような大きな団地の必要性を感じております。そこで、島から若葉町までの都市計画道路を早急に整備するとともに、住宅団地の開発をしようかと市長にお伺いをしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたが、平成28年度に見直しを行いました都市計画マスタープランの土地利用構想図の中に住宅地と示している箇所が5カ所あって、その1つに御指摘の南部地区の住宅団地というのが示されております。市民浴場あるいは公園などがあって、住宅としては非常に環境の整った場所になってくるのではないかと思います。

先ほど話題にしましたけれども、洪水の浸水想定区域内ということがありますが、この区域は今水田であります。若干地盤も低くなっているようですが、若干の盛り土でそこは解決をするという場所でもありますから、そういう意味で大変な適地になっていると我々は理解をしているところであります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 私は、行政の仕事というのは経済効果や費用対効果だけを求めるものではないと理解しております。しかし、多額のお金を使ってつくる道路は、例えばつくって経済効果があっても税収も望め、人口減少の歯どめ策になるようなところに優先的に道路をつくるというのが、これは当たり前のことではないかなと私は思っているところであります。スピード感を持って、そういった人口増加にもつながり、経済効果にもなるようなところを先に整備すべきではないかなと思えますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。



○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おっしゃるとおり、貴重な市民の皆さんの血税を投入するわけでありますから、特に道路などハード面は多額の事業費がかかるわけでありますから、それが市民の皆さんの幸せにきちっとつながっていくような投資でなければならぬと思っていますので、そういう費用対効果などという観点は大変重要な観点だと認識をしております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。私も全くそのように思っているところであります。

南部地区は、これまで人口も順調にふえ、寒河江市の発展に貢献してまいりました。最近、寒河江市では南部小学校の生徒も少なくなり、2クラスやっと、1クラスになっている状況にもあります。本市でも人口は減っておりますが、寒河江地区や南部地区の小学校生徒まで減ることは避けなければならないと思っております。みずき団地における学区の決定においても課題が多かったはずであります。

将来の人口のシミュレーションを生かした政策が大切ではないかと思えます。JR南寒河江駅も近く、利便性の高い団地を造成すれば、すぐに売れるところでもあります。幅員も都市計画道路18メートルとか16メートルなくても、11.5メートルぐらいの道路で十分だと思います。道路計画を立てるとともに、土地区画整理組合や土地開発公社との分業はできないか、また組合施行と開発公社事業での特徴などあわせて御見解を伺いたいと思えます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問は土地区画整理事業と土地開発公社事業の特徴と理解をさせていただきますが、概略的に申しあげますと、組合施行する場合、地権者において都市計画道路あるいは公園等の整備を行って、土地の区画を整えることによって利用価値の高い土地が得られる事業

というのが土地区画整理事業と理解をしております。

土地開発公社の事業については、主に公用地の先行取得でありますとか造成、市の計画に合わせた目的で土地を取得し、宅地として売り出すなどということを経営として行っていると認識して、そこですみ分けをしていると思えます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 南部地区の私が言っている島北は、農業従事者が少なく、高齢化も進んでおり、また後継者もいないような状況であります。このように利便性のよいところに団地をつくることで、寒河江、西村山の人口を例えば寒河江を飛び越して天童、山形に行かないために、この寒河江市で食いとめておかなければならないと思えます。

御存じのように、南部地区は、朝日町、大江町、西川町あたりから多くの住民が昭和40何年ごろですか、来ておまして、非常に人気の高い場所でもあります。西村山全体の人口が減れば寒河江市にとっても大きな打撃になるわけありますから、こういったところにぜひ計画を立てていただいて、私も一生懸命頑張りますので、やらせていただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

次に、(4) 中心市街地の活性化についてお伺いをいたします。

寒河江駅前開発により寒河江市の顔は大きく変わりました。神輿会館が建設され、駅舎も新しくなり、整備によりすばらしい寒河江市の駅前ができ、大変誇りに思っております。

しかし、整備された駅前周辺に比べ、駅前の足湯からわずか100メートル余り、特に旧十日市場と言われたところの道路の開発が取り残された感があります。飲食店街は夜もにぎわいを見せておりますが、道路は狭く、車のすれ違いも困難で危険であり、死亡事故なども発生しております。これから多くの観光客や宿泊客も訪

れる場所でもあります。観光客の受け入れとともに防災上の観点を含め、幅員と、映画館の前のような石畳のような道路の整備を提言させていただきたいと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 中心市街地の部分、足湯がある部分から福よしさんのほうに行く部分ですよね。そうですね、東側と理解をしていますが、そこを少し道路を拡幅したり石畳の道路にしてはどうかということですが、この一帯は死亡事故なども発生しているんでありますので、交通安全上も大変問題があるのかなと思いますから、そこら辺はいろいろ課題があるのかなと思いますけれども、できるだけ地権者の御意向などもお聞きをして検討していかなければならないと思います。

寒河江温泉という看板があるわけですね。看板があるんですが、「寒河江温泉ってどこにあるんですか」ということを私なんかよく聞かれる。そういう意味からすると、もう少しあそこ一帯などを、できればですけども、もう少し考えて、観光客が来て、夜も、何ですかね、そういう、川もあるわけですから、そういう風情を楽しんでいただけるような区画に整備をしていくなどということも考えていければよろしいのではないかと考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 周辺まで整備をしていただけるということですので、大変前向きな答弁であったなと思いますけれども、まずはあその道路、本当に狭くて危険で、酔っ払って歩いたりすると車からこすられたりすることがありますので、そういったところを早目に整備をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは最後に、通告番号11、地方創生を見据えた人材育成について伺います。

近年、世界は大きく変わっております。中国の上海では現金を持ち歩く人はほとんどいないようであります。カード決済やスマートフォンなどの決済で、無人の車が走り、コンビニエンスストアも無人になっているところが多いようであります。また、10年前は高級食材と言えば東京の築地に集約されておりましたが、近年では高級な野菜や果物は外国に行くようであります。

こういった世界の変化にいち早く対応するために、市の職員を外国など先進地に視察に行っていただくことで、よその自治体より早く寒河江市の未来に向けた対応ができるのではないのでしょうか。市長や議員は、特に市長は先進的な情報も得られる機会が多いと思います。職員は過去に比べてその機会も失われております。インターネット等で情報は得られると思いますが、生で肌で感じる機会が大切ですし、得がたい経験になると思います。多くのチャンスを与え、市勢の発展に結びつけるべきと思いますが、これまでの取り組みについて経過など状況をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 「百聞は一見にしかず」ということがあるわけではありますが、実際見て感じて、肌で感じるということがいろんな面で勉強になると思っています。

4月になると我々いつも思うんですけども、4月になったら今ある体制でこの1年間を頑張らなきゃいかんと思うわけですね。そういう職員が、少しでもやる気を出して能力を発揮できる職員を一人でも多くつくっていくということが、ひいては市民の皆さんの福祉の向上なり市の活性化につながっていくと思いますので、そういう意味での研修などについては大変重要な要素だと思っています。

海外研修について、実績はあるのか、経過があるのかということですが、20年以上前のこと

で、記録が確認できませんけれども、県が主催する海外視察研修に寒河江市の職員も何名か参加して見聞を広げてきたという経過があると聞いております。

一方、国内の先進地視察については、最近ですけれども、福島県本宮市の屋内型の遊具施設視察でありますとか、秋田の横手市の雪まつりの先進地視察など各課単位で、研修というんですか、視察を随時行っているところでありまして、職員自主研修グループの活動で、グループで視察研修などを行うことに対して支援をしているという状況が我々として取り組ませていただいているところでもあります。

それから、これは研修ということではありませんが、海外に行っているいろんな見聞を広げるあるいは仕事をするという意味では、紅秀峰の海外輸出の展開、プロモーションなどということで、これまでマレーシアあるいは台湾などで職員が現地に行ってセールスをしたり生の声を聞いたりして見聞を広げ、あるいは反応を確かめるということで機会をつくらせていただいております。

いずれにしても、視野を広げて自分を磨いて職員一人一人が能力を高めていくためには、これからもそういう機会を大いにふやしていきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 昨日のテレビでも楽天ペイとJ Rのスイカが連携をしたなどということで、キャッシュレスも今後進んでくるのではないかと思いますけれども、また農業のあり方なども、海外に輸出するものはやはり高級なものとか、いいものでなければ当然受け入れてもらえないわけですから、そういった意味では農業や観光やまちづくりなども一緒に学んでくる機会があるのではないかなと思いますので、ぜひ御検討して実現をしていただければと思っておりますのでございます。

次に、国内にも国レベルの研修所が滋賀県や千葉県にあります。以前、私も研修所に行かせていただきました。そこで自治体の職員が研修をしており、夜の食事のとき話をする機会があり、「大変勉強になった」と生き生きと話す若い職員が今でも印象に残っております。

当市においても多くの研修派遣はしていると思いますが、その実績と計画についてお伺いをしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所でのアカデミー研修への参加実績についてということでもありますので、これは総務課長からお答えを申しあげたいと思います。

○**柏倉信一議長** 設楽総務課長。

○**設楽伸子総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** お答えを申しあげます。

ただいま議員から、また市長からありましたとおり、国レベルの研修所につきましては全国市町村研修財団が運営実施しているもので、千葉県の市町村職員中央研修所、滋賀県の全国市町村国際文化研修所の2研修所で行われているものですが、ここでは特に高度な専門性を必要とする行政分野で、実務に密着した、より実践的な研修が実施されております。

例年、本市職員も参加しておりまして、過去5年間の参加実績につきましては、平成26年度が4名、平成27年度が4名、平成28年度が7名、平成29年度が5名、平成30年度が3名となっております。今年度も8名の参加枠を設けております。以上でございます。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 今、人数を伺いましたけれども、そんなに多くは行っていないのではないかなという感じを受けたところでございますので、これからももっと力を入れていただきたいなと思いますけれども、本市では研修は少なからず今

のようにやっていると思うんですけれども、現在、寒河江市職員の研修にどれぐらいのお金を使っているのか教えていただきたいと思います。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 職員研修に関する予算について、これも総務課長からお答えを申し上げます。
- 柏倉信一議長 設楽総務課長。
- 設楽伸子総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 お答えを申し上げます。

職員研修に係る経費につきましては、一般会計の職員研修事業で予算計上しております。その中で、参加負担金や旅費、講師謝礼など直接研修にかかわる部分では過去5年間では約250万円から280万円を予算措置しており、今年度につきましては約300万円を計上しております。

以上でございます。

- 柏倉信一議長 沖津議員。
- 沖津一博議員 250万円から280万円、今年度少しふえて300万円ということでありましてけれども、この金額が多いか少ないかは別として、私は少ないのではないかなと思います。将来の職員にしっかりと仕事をしていただくためには、もう少しお金を使っても、その分はいずれ返ってくるのではないかなと思っております。

私は、このような研修にお金を使い、10年、20年後を見据えて職員の視察研修に先行投資を行い、将来の寒河江市を担う職員を育てていただきたいと思いますので、今後もう少しふやしていただくことなども考えて、市長の見解を伺いたいと思います。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 職員研修、広い意味で職員研修ということになると、先ほどお話ありましたが、いろんな先進地を視察するという意味での部分と、あるいは技能を磨く、いろんな技術というんですか、能力を高めるための、知識を高めるための研修など、いろいろ種類があると思いますから、そういう意味で両方とも大事なのであ

りまして、先ほどから申しあげておりますとおり、1人が1割でも能力が高まれば、10人おれば1人分の能力が高まるという、計算上はそうなんですけれども、そういうことがありますので、ぜひそういう意味では予算措置なども充実をしていきたいと思っております。

今年度から新たな取り組みとして、御案内かと思いますが、市議会の行政視察研修などに同行させていただくという形で、行政課題研究、研修ということで予定をさせていただいております。そういう意味で、議員の皆さんとともに先進地の視察を肌で感じて、それを一緒になって寒河江市にどう反映していくかということも勉強させていただきたいと思います。

また、1年間とか2年間とかそういう意味での研修というんですか、そういうのも引き続き農林省、さらには東北地方整備局、それから東北経産局、さらには山形県などにも職員を派遣して、磨いていただいております。そういう他の機関でのいろんなノウハウを勉強することも帰ってきてから大いに役立つものだと思っております。

それから、県の市町村職員研修協議会が主催する研修、これは市独自にやる研修でなくて、広域的にやる研修があるわけでありまして、県の職員研修所もこの職員研修所に併設してあるところですが、実はその研修協議会の会長というのは私がずっとしているので、そういう意味で寒河江市の職員も毎年80名程度、そういういろんな研修に参加をしています。そういう参加の機会をさらに充実をしていきたいと思っております。

その研修の中身などについても、やはり毎年毎年リニューアルして課題が変わってきますので、そういう意味で取り組みをさせていただいておりますから、職員の皆さんもそういう研修を受けて、時代の要請に応えられるような研修、資質を磨いて、さらに市民福祉あるいは寒河江

の活性化のために頑張っていたいただければなと思  
っているところでございます。

○**柏倉信一議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 市長からはこれから研修に力を  
入れていただけるということでありまして、市  
議会の研修にも同行をさせていただくとい  
うことでありまして、大変ありがたいと思  
っております。先ほど言いましたけれども、  
300万円と言わないで、もっとどんと使  
っても、将来のために、それが何十倍と  
なって返ってくれば安いものではないか  
なと私は思っております。

こういった研修はすぐに効果があらわれ  
るものではありませんが、本市にも優秀な  
職員はたくさんおりますので、ぜひそう  
いった寒河江市のためになることを信  
じて、人への投資ということが今世の  
中で言われている時代でありますので、  
ぜひそういったことに力を入れていただ  
きますようお願いを申しあげて、私の  
一般質問を終わりたいと思います。あ  
りがとうございました。

散 会 午後3時21分

○**柏倉信一議長** 以上をもちまして、本日の日程  
は終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦勞さまでした。

